

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）
 に対する意見提出者の一覧

（受付順、敬称略）

意見提出者（計 12 件）				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 30 年 8 月 30 日	株式会社 QTnet	代表取締役社長	岩崎 和人
2	平成 30 年 8 月 30 日	株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ	取締役社長	熊谷 鋭
3	平成 30 年 8 月 31 日	NGN IPoE 協議会	会長	石田 慶樹
4	平成 30 年 8 月 31 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役 社長 執行役員 兼 CEO	宮内 謙
5	平成 30 年 8 月 31 日	株式会社 STNet	取締役社長	溝渕 俊寛
6	平成 30 年 8 月 31 日	株式会社 ケイ・オプティコム	代表取締役社長	荒木 誠
7	平成 30 年 8 月 31 日	中部テレコミュニケーション株式会社	代表取締役社長	山本 賢
8	平成 30 年 8 月 31 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	井上 福造
9	平成 30 年 8 月 31 日	KDDI 株式会社	代表取締役社長	高橋 誠
10	平成 30 年 8 月 31 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	小林 充佳
11	平成 30 年 8 月 31 日	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	会長	会田 容弘
12	平成 30 年 8 月 31 日	EditNet 株式会社	代表取締役	野口 尚志

意見書

平成 30 年 8 月 30 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 810-0001
住所 ふくおかしちゅうおうくてんじん
福岡市中央区天神1丁目12番20号
氏名 かぶしきかいしゃ
株式会社QTnet
代表取締役社長 いわさき かずと
岩崎 和人

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法</p> <p>2. レートベースの厳正な把握</p> <p>(2) 主な意見</p> <p>ソフトバンクの今回の提案は次のとおりであった。</p> <p>① 託送料金の算定に当たり総括原価方式を採用している電力事業では、将来原価の考えに基づいて算定された申請料金を、真に不可欠な設備であるか、著しく低い稼働率となっていないか等の観点から審査しており、真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係る減価償却費等については、営業費用及び報酬等への算入を認めないこととする取扱いが行われている。例えば、送電設備が設計値を下回る電圧で利用（送電）されている場合に、報酬等の算定に当たって実利用に適した設備量に置き換えレートベースに計上することとされている。</p> <p>(中略)</p> <p>また、NTT東日本・西日本からは、ソフトバンクが開示を要望した数値のうち、ケーブル利用率の過去推移として局出し区間における光の芯線利用率の推移の提供があったが、ケーブル種別毎利用実態については、収容ビルからの局出し区間における地下ケーブル全体での芯線利用率のみ把握しているところ、それ以外の芯線利用率を網羅的に把握することは、多大な調査稼働を要するため困難だが、特定の収容ビルにおけるサンプル調査の実施等については今後検討する考えとの見解が示された。</p>	<p>NTT東日本殿・NTT西日本殿の未利用芯線の一部をレートベースから除外する提案は採り得ないとする見解に賛同いたします。</p> <p>光ファイバの経済耐用年数は10年以上と長く、長期間に亘り利用できるものであるが、情報通信分野の変化は早く、光ファイバの将来需要予測は非常に難しいものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTや5Gなどの潜在需要が見込まれる一方、WDMやPONなどの技術革新により需要縮小となることも想定されます。 <p>このような状況下で、光ファイバの設備構築事業者は未利用芯線となる投資リスクを抱えながら、設備投資を行い事業を展開しています。</p> <p>投資リスクを全て設備構築事業者が負うことになった場合、設備構築事業者における投資インセンティブが減退するとともに、設備構築事業者と設備利用事業者との間の競争に歪みが生じます。</p> <p>そのため、投資リスクは設備利用事業者も応分に負担すべきと考えます。</p>

意見書

平成 30 年 8 月 30 日

総務省総合通信基盤局

料金サービス課 御中

郵便番号 730-0051
(ふりがな) ひろしましなかくおおてまち
住 所 広島市中区大手町二丁目 11 番 10 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
とりしまりやくしやちょう くまがい さとし
取締役社長 熊谷 鋭

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
<p>第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法</p> <p>2. レートベースの厳正な把握</p> <p>(2) 主な意見</p> <p>ソフトバンクの今回の提案は次のとおりであった。</p> <p>① 託送料金の算定に当たり総括原価方式を採用している電力事業では、将来原価の考えに基づいて算定された申請料金を、真に不可欠な設備であるか、著しく低い稼働率となっていないか等の観点から審査しており、真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係る減価償却費等については、営業費用及び報酬等への算入を認めないこととする取扱いが行われている。例えば、送電設備が設計値を下回る電圧で利用（送電）されている場合に、報酬等の算定に当たって実利用に適した設備量に置き換えレートベースに計上することとされている。</p> <p>② 加入光ファイバについても、算定期間における需要が敷設ケーブルより低容量の設備でも十分賄える場合、現設備と下位設備に係る金額の差額相当をレートベースから減額すべきである（一方で、営業費用（設備コスト）は全額算入）。</p> <p>③ まずは、光ファイバケーブルの利用実態を把握することが必要であり、次のデータの開示が必要。</p> <p>i. 必要となる予備芯線数の考え方</p> <p>ii. 地下・架空ケーブルの種別</p> <p>iii. ケーブル種別毎利用実態</p> <p>iv. ケーブル利用率の過去推移</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回のソフトバンク殿から提案されている接続料の算定に関する内容については、需要ベースで設備利用しそれに見合った部分だけの接続料算定を求めているものと考えられます。 ・ この提案は、光ファイバの設備投資リスクを自ら負って、敷設・運用・管理等を行いながら、競合他社と競争しつつ FTTH 事業を展開して地域の ICT 活用促進に取り組んでいる電力系通信事業者にとっては、投資インセンティブを大きく損なうといった影響があります。 ・ このため、ソフトバンク殿から提案された「加入光ファイバについても、算定期間における需要が敷設ケーブルより低容量の設備でも十分賄える場合、現設備と下位設備に係る金額の差額相当をレートベースから減額すべきである（一方で営業費用（設備コスト）は全額算入）」との提案は、採用すべきでないと考えます。

意見書

平成 30 年 8 月 31 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

郵便番号107-0052

(ふりがな) とうきょうとみなとくあかさか2-5-1 エスゲイトあかささんのう7かい

住所(所在地) 東京都港区赤坂2-5-1

SGATE赤坂山王7階 (JPNE内)

NGN IPoE きょうぎかい かいちょう いしだよしき

NGN IPoE 協議会 会長 石田慶樹

NGN IPoE きょうぎかいじむきょく

連絡担当者 NGN IPoE 協議会事務局

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書(案)に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>p.09 [第2章 NGNのインターネット接続の接続料(リード文)]</p> <p>現状では、PPPoE方式により76の事業者が接続しているのに対し、IPoE方式で接続しているのは6事業者であり、差が生じている(いずれも直接接続数)。</p>	<p>PPPoE方式とIPoE方式のそれぞれの接続事業者数を報告書に掲載するのであれば現時点の数を事実ベースで記載することにとどめるべきです。「差が生じている」と記載すると「差が生じている」ことに問題があると読者に誤解を与えかねないため適切ではありません。従って次のように修正することを要望します:</p> <p>(修正案)</p> <p>現状では、PPPoE方式により76の事業者が接続しているのに対し、IPoE方式で接続しているのは6事業者である(いずれも直接接続数)。</p>
<p>p.15 [1. 参入可能性の確保と費用負担の適正化(IPoE接続)(2)考え方 ア 直接接続事業者の上限]</p> <p>NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。</p>	<p>直接接続事業者の上限について、その技術的制約が解決されて緩和可能となった際において、その緩和により、接続料の考え方や接続事業者が接続料として負担するコストの内容が変更される場合には、その変更によるコストが最終的に利用者に転嫁され、利用者の負担が増加する懸念があるため、既存のVNE接続事業者と事前に協議し、検証することを要望します。また報告書に「既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。」と記載しておくこと、この事前の協議や検証が不要であるように読者に誤解を与えかねないため、該当部分を削除するべきです。従って、次のように修正することを要望します:</p> <p>(修正案)</p> <p>NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴くことが適当である。</p>
<p>p.30 [第5章 継続検討事項2. フォローアップ事項]</p> <p>本研究会では、これまで接続制度を巡る多岐にわたる課題を取り上げ、検討を行い、又はフォローアップを実施し</p>	<p>本研究会では、IPoE方式で接続するVNE事業者の意見が反映されないまま第一次報告書案が作成されるなど、議論が尽くされていなかった状況にあると認識していま</p>

てきた。その結果、わずか1年強の間に、改正省令等の制度の整備が行われ、第二次要請など総務省における一連の行政上の措置が講じられて指定設備約款の変更等において反映され、かつ、指定設備約款の規制の対象外である県間接続料さえも事業者間合意及び低廉化が実現するなど、NGN等における円滑な接続の確保に向けた環境の整備が大幅に進捗したと考えられる。このような成果を上げることができたのは、本研究会において、事業者及び事業者団体から意見を開陳する公の場が設定され、それら意見について異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施してきたからであると考えられる。

す。本研究会の取り組みにより省令改正等が行われたことが成果(よい結果)につながったのか、拙速な議論となっていなかったか等について、今後検証することが必要だという認識であり、本報告書の掲載事項は事実のみにすべきです。従って次のように修正することを要望します:

(修正案)

本研究会では、これまで接続制度を巡る多岐にわたる課題を取り上げ、検討を行い、又はフォローアップを実施してきた。その結果、改正省令等の制度の改定が行われ、第二次要請など総務省における一連の行政上の措置が講じられて指定設備約款の変更等において反映され、かつ、指定設備約款の規制の対象外である県間接続料さえも事業者間合意及び低廉化が図られた。このような進捗を図ることができたのは、本研究会において、事業者及び事業者団体から意見を開陳する公の場が設定され、それら意見について異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施してきたからであると考えられる。

意見書

平成 30 年 8 月 31 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやく しゃちょうしつこうやくいん けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
第1章 NGNの県間通信 用設備の扱い	<p>本報告書案で示されている通り、第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に利用される NGN 県間設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性及び適正性の確保が特に重要です。</p> <p>弊社では、優先パケット関係機能の利用に伴う NGN 県間設備の接続料に関する東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」といいます。)との協議を 2017 年 5 月に開始しましたが、NTT 東西殿から提示された接続料が、弊社が自社で県間設備を構築した場合の試算額と比較して数倍も高い水準であったことから、合意には至りませんでした。そのような中、本研究会で本件を取り上げて頂いたことにより、NTT 東西殿から追加情報が提供され、それを基に再度検証を行ったところ、機器の購入時期によるコスト差(経年による機器コスト低廉化)が接続料の差分の主な原因であることが判明し、2018 年 4 月によりやく合意へと至りました。この協議を通じ、年々低廉化する機器コストの反映が NTT 東西殿の裁量に委ねられているという大きな課題は既に明らかになっています。また、年々増加する需要の反映も同様に NTT 東西殿の裁量に委ねられています。加えて、協議に 1 年弱を要したことから、個別協議での確認というやり方では時間や労力がかかることは明らかです。</p> <p>よって、現状は、報告書案で示されているように「事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要がある」という段階ではなく、どのように当該課題を解消するための仕組みを作るか検討を進める段階であると考えます。コスト・需要の適切な反映及び協議期間短縮のため、NGN 県間設備の接続料は県内接続料と同様に将来原価方式での算定を行うとともに、総務省殿において当該接続料の検証を行うことが適当であり、早急に接続料の算定に関する研究会において議論を開始すべきと考えます。</p> <p>なお、NTT 東西殿は、接続事業者からの POI 設置箇所の追加要望に対し検討を進めていくことを以て、NGN 県間設備を不可避免的に利用せざるを得ない状況ではない、との主張をされていますが、全ての都道府県に POI が設置されない限り、NGN 県間設備を不可避免的に利用する状況に変わりなく、NGN 県間設備がボトルネックでないという論拠にはなり得ないと考えます。</p> <p>また、IP 通信網県間区間伝送機能に係る接続料(例：354 万円/10Gbps・月、921 万円/100Gbps・月)については、同様に不可避免的に利用される NGN 県間設備であるにも関わらず 4 年以上も見直しが行われておらず、先の検証で明らかとなった近年の機器コスト低廉化の実態等を考慮すれば、適正性が確保されているとは言えない状況です。したがって、ルール化に当たっては優先パケット関係機能に係るものだけ</p>

	<p>ではなく、NGN 県間設備の接続料の包括的かつ統一的な検討が必要であると考えます。</p>
<p>第 2 章 NGN のインターネット接続の接続料 1. 参入可能性の確保と費用負担の適正化（IPoE 接続）</p>	<p>POI の増設について、接続事業者等の要望を踏まえ、更なる増設や利用条件緩和等の検討を行うべき、とする報告書案に賛同します。</p> <p>また、IPoE 方式の関門系ルータの機能が網使用料化された場合でも、円滑なポート等の増設が確保されることが必要であり、「引き続き接続事業者の要望に応じたポート等の増設を可能とする前提は維持することが適当」、とする報告書案に賛同します。</p>
<p>第 2 章 NGN のインターネット接続の接続料 2. 関門系ルータの増強の円滑化（PPoE 接続）</p>	<p>報告書案で示されている通り、現在、PPPoE 方式においては、網終端装置の能力確保が十分進まないことが一因となり、トラヒックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況です。最大の問題点と考えられる網終端装置の増設基準については、トラヒックの状況に応じて柔軟に見直しが行われるべきであり、NTT 東西殿は、接続事業者等の意見・要望を参考にしながら取組を進め、接続事業者等が納得する形で説明を行うことが適当です。</p> <p>本年 6 月 1 日に、網終端装置の増設基準の見直しが行われ、基準セッション数が 20%引き下げられましたが、20%という数字の根拠やどの程度の効果が見込まれるかについては明らかにされていないことから、根拠や見込みを示し透明化するとともに、急増するトラヒックに対応すべく毎年の見直しが必要と考えます。</p> <p>なお、本来、如何に円滑なインターネット接続を可能とするか、という見地から対策を検討すべきであり、増設基準は昨今のトラヒック急増を踏まえたものとするのが適当と考えます。そもそも現状のセッションベースの増設基準ではトラヒック急増に対応しきれないことは明らかであることから、トラヒックベースへの見直しを検討すべきと考えます。</p>
<p>第 3 章 加入光ファイバの接続料の算定方法 1. 加入光ファイバの耐用年数</p>	<p>加入光ファイバの耐用年数の見直しに向けた NTT 東西殿の取組について、本研究会で十全かつ早期の実施を促し、そのためのフォローアップを行っていく、とする報告書案に賛同します。</p> <p>多様なサービス競争を促進していくためにはコア網とアクセス網は同じスケジュール感で議論すべきところ、研究会では加入光ファイバの耐用年数等のアクセス網に係る議論はコア網である NGN 関連の議論に比べて遅れている状況です。</p> <p>本報告書案にも「見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、平成 30 年内又は平成 31 年早期には結論を出していくことが適当と考えられるものであり、またそうしなければ、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使われているかについて疑念が生じることになりかねない」と記載されており、本件についての議論や実態データの抽出を加速させ、得られた結果について 2019 年度の会計から反映出来る様、早々に結論を出すべきであると考えます。</p> <p>このため、第 11 回及び第 12 回の研究会で NTT 東西殿が提示した見直しスケ</p>

	<p>ジュールをより具体化及び細分化するとともに遅滞なく検討を進める必要があると考えます。</p>
<p>第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法 2. レートベースの厳正な把握</p>	<p>事業用資産の保有は、真に必要なものとするのが合理的であり、またレートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切、とする報告書案に賛同します。</p> <p>事業用資産の取扱い(未利用芯線等)に関して、第11回研究会(2018年1月23日開催)においてNTT東西殿は、ケーブル種別毎の利用実態について「…特定の収容ビルにおけるサンプル調査の実施等については今後検討する考えです。」(NTT東西殿資料 11-7「光ファイバケーブルに関する取扱いについて」P2)と説明していますが、その後、約半年が経過しているにも関わらず、現時点で進展が見られません。本件については、NTT東西殿よりスケジュール及び調査結果等を早急に提示頂いた上で議論を加速すべきと考えます。</p> <p>加えて、第10回研究会(2017年12月22日開催)における弊社資料の通り、電力業界では実態に照らし合わせ不適切又は先行投資設備を算定から除外する仕組みが用いられており、通信業界においても適正な原価把握のため、同様の仕組みについて引き続き検討し整備していくべきと考えます。</p> <p>また、(2)主な意見において、NTT東西殿より、以下3点を理由として未利用芯線の一部を除外することは採り得ないとする見解が示されていますが、弊社としては次の通り考えます。</p> <p>①設備構築事業者の投資・事業展開のインセンティブを損なうおそれがある 第4回研究会で弊社が主張したとおり、無条件に全ての資産を報酬に含めることは過剰な設備投資を促すインセンティブにもなり得る(アバーチ・ジョンソン効果)ことから、第10回研究会ではこうした設備をレートベースから除くことを提案したものであり、設備構築事業者の投資・事業展開のインセンティブを損なうものではないと考えます。</p> <p>②送電設備とFTTH設備では、置かれている環境が異なる 第10回研究会における弊社の主張は、レートベースの算定に用いる正味固定資産価額は事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切、とする観点から、算定期間中に利用しないと考えられる資産をレートベースに含めることには合理性がない、とするものです。先行投資した資産をいつから・どの程度レートベースに含めるのか等の議論については、特に競争市場か否かといった環境に関係するものではありません。</p> <p>なお参考までに、「電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート(案)」によると、FTTH市場における設備シェアでは、2017年度末におけるNTT東西殿のシェアは77.1%と依然として高い水準となっていることや、固定系超高速ブロードバンド市場の設備整備事業者数については、53.5%の市町村が「1者」という状況になっていると指摘されていることから、十</p>

	<p>分に競争市場が確立されているとまでは言えないと考えます。</p> <p>③当社の光ファイバの設備投資は効率的かつ合理的</p> <p>NTT 東西殿の光ファイバ設備投資が効率的かつ合理的かどうかについては、今後 NTT 東西殿が提示するサンプルデータ等から判断されるものと考えます。</p>
<p>第 4 章</p> <p>「網機能提供計画」制度の見直し</p>	<p>今後、SIP サーバやルータを網機能提供計画制度の対象とすることで、機能追加や変更の計画の段階で、他事業者からの意見受付や総務省殿による勧告の手段を確保することが必要、とする報告書案に賛同します。今後、IP-IP 接続の実現を控えており、また、商用開始から 10 年経過した NGN の設備更改(又は新たな NGN の構築)等も想定されることから、SIP サーバやルータを網機能提供計画の制度の対象に追加することは必須と考えます。</p> <p>また、報告書案で示されている通り、NTT 東西殿から今後のネットワークの在り方が示され、広範な議論が早期に行われるべきと考えます。</p>
<p>第 5 章</p> <p>継続検討事項</p> <p>1.</p> <p>接続機能の廃止等に伴う周知制度の整備（電気通信事業法改正対応）</p>	<p>報告書案に賛同します。指定電気通信設備に係るアンバンドル機能の休廃止に当たっては、極力エンドユーザや接続事業者に影響がないよう代替策の検討等が行われ、接続事業者による必要な対応の円滑な実施が確保されることが必要と考えます。</p>
<p>第 5 章</p> <p>継続検討事項</p> <p>2.</p> <p>フォローアップ事項</p>	<p>報告書案で示されている通り、NGN 県間設備の接続料について研究会で取り上げられたことで NTT 東西殿との協議が進展し合意に至った等、研究会が協議の進展や制度化の促進に寄与したことは明らかであり、研究会の事務局である総務省殿及び構成員に対し改めて謝意を示します。これまでの経緯から、本研究会が開催されていなければ、協議の進展や制度化の促進がなされなかったと想定されることから、今後も発生するであろう課題に対して引き続き研究会の場で検討していくことを強く要望します。</p> <p>加えて、先述のとおり、NGN のコア網に関する議論が研究会において進展したのに対し、光ファイバ等のアクセス網に関する議論は大きな進展が見られません。コア網とアクセス網は同様に重要であり、併せて進めていく必要があることから、今後の研究会議論においてはアクセス網に係る議論を加速していくべきと考えます。</p> <p>また、研究会としてフォローアップが必要として示されている 5 項目に加え、先に意見募集が行われたスタックテストの在り方に関する議論も研究会にて行い、見直しに向けた検討を進めるべきと考えます。</p>

以上

意見書

平成30年 8月 31日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 761-0195
住所 かがわけんたかまつしかすがちよう 香川県高松市春日町1735番地3
氏名 かぶしきがいしやえすていねっと 株式会社STNet
取締役社長 みぞぶち としひろ 溝渕 俊寛

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>【P. 23】 第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法 2. レートベースの厳正な把握 (2) 主な意見</p> <p>ソフトバンクの今回の提案は次のとおりであった。</p> <p>① 託送料金の算定に当たり総括原価方式を採用している電力事業では、将来原価の考えに基づいて算定された申請料金を、真に不可欠な設備であるか、著しく低い稼働率となっていないか等の観点から審査しており、真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係る減価償却費等については、営業費用及び報酬等への算入を認めないこととする取扱いが行われている。例えば、送電設備が設計値を下回る電圧で利用（送電）されている場合に、報酬等の算定に当たって実利用に適した設備量に置き換えレートベースに計上することとされている。</p> <p>② <u>加入光ファイバについても、算定期間における需要が敷設ケーブルより低容量の設備でも十分賄える場合、現設備と下位設備に係る金額の差額相当をレートベースから減額すべきである（一方で、営業費用（設備コスト）は全額算入）。</u></p> <p>③ まずは、光ファイバケーブルの利用実態を把握することが必要であり、次のデータの開示が必要。</p> <p>i. 必要となる予備芯線数の考え方 ii. 地下・架空ケーブルの種別 iii. ケーブル種別毎利用実態 iv. ケーブル利用率の過去推移</p>	<p>○設備構築事業者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様要望への迅速な対応 ・障害等不測の事態にも迅速な対応 <p>ができるよう、短期的な需要だけでなく、将来需要も想定した上で、適切な規模で設備構築を行っています。</p> <p>○設備構築事業者は、その投資に係るすべてのコスト（設備コスト以外に資金調達コストなど付随して発生するコストを含む）を回収してゆく必要がありますが、今回ソフトバンク殿から提案された内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備コストは、使用の状況に関わらず全額対象とするものの ・報酬（資金調達コスト等）は、算定期間内の需要実態に応じて減額するものであり、整合性に欠け、合理的な考え方とは言えません。 <p>○仮に、この提案を採用しますと、設備構築事業者は、投資コストの一部が回収できなくなり、投資インセンティブを大きく損なうものとなります。これは、投資リスクを一方的に設備構築事業者に押し付けるものでしかなく、結果として、「設備を自ら構築するよりも借りたほうが得」となり、設備構築事業者と設備利用事業者との競争関係を大きく歪めるものとなります。</p> <p>○したがって、ソフトバンク殿から提案された「加入光ファイバについても、算定期間における需要が敷設ケーブルより低容量の設備でも十分賄える場合、現設備と下位設備に係る金額の差額相当をレートベースから減額すべきである（一方で、営業費用（設備コスト）は全額算入）」との意見は、採用すべきでないと考えます。</p>

意見書

平成30年8月31日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 540-8622
(ふりがな) おおさかし ちゅうおうく しろみ 2ちょうめ1ばん5ごう
住 所 大阪市中央区城見2丁目1番5号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オブティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう あらき まこと
代表取締役社長 荒木 誠

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法</p> <p>1. 加入光ファイバの耐用年数</p> <p>(3) 考え方</p> <p>(略)</p> <p>特にこの見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、平成30年内又は平成31年早期には結論を出していくことが適当と考えられるものであり、またそうしなければ、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使われているかについて疑念が生じることになりかねない。</p> <p>この点、NTT東日本・西日本からは、第10回会合の場で、前回耐用年数の見直しを実施した平成20年度より10年近くが経過し撤去法による耐用年数の推計結果において変化が見られたこと、FTTHサービスを巡る環境もこの間に変化があると考えられることを挙げ、耐用年数の検証と見直しの検討を平成30年度から集中的に行う旨が述べられたところであり、その後の構成員からの質問に対しては、平成29年度(2017)末時点のデータの検証作業の進捗状況については、平成30年9月～10月頃に報告できるよう、準備を進めていく考えとの回答もあったところである。</p> <p>本研究会では、こうした問題意識の上に立ち、このNTT東日本・西日本の取組について、十全かつ早期の実施を促し、そのためのフォローアップを行っていくこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定通信市場の発展のためには、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」間での公正な競争環境が確保されることが重要です。このため、光ファイバの耐用年数の検証方法を議論するにあたっては、接続料の低廉化を目的とするのではなく、財務会計の適正化の観点から行なわれるべきと考えます。 ○ この点、一般的に情報通信分野の変化は早く、将来に関する不確実性の高い分野とも考えられることから、特に以下の点に配慮し、慎重に議論を進めていくことが必要と考えます <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTHサービスの需要に飽和傾向がみられること ・ 超高速モバイルブロードバンドが急速に拡大している中、今後の更なる無線技術の進展等により、FTTHサービスが陳腐化するリスクの有無の判断が困難であること

該当箇所	意見
<p>第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法</p> <p>2. レートベースの厳正な把握</p> <p>(2) 主な意見</p> <p>(略) これに対し、NTT東日本・西日本からは、未利用芯線の一部をレートベースから除外する提案は、次の3点から採り得ないものと考えたとの見解が示された。</p> <p>① 設備構築事業者の投資・事業展開のインセンティブを損なうおそれがある (略)</p> <p>② 送電設備とFTTH設備では、置かれている環境が異なる (略)</p> <p>③ 当社の光ファイバの設備投資は効率的かつ合理的 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未利用芯線の一部をレートベースから除外する提案は、3つの見解から採り得ないというNTT東西殿の意見に賛同します。 ○ なお、弊社の光ファイバケーブルの未利用芯線は、新規ユーザへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害発生時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、設備設置事業者が迅速・柔軟かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。 ○ また、光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空芯不足により追い張りが発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す設備設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備を構築することになります。
<p>第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法</p> <p>2. レートベースの厳正な把握</p> <p>(3) 考え方</p> <p>上記意見を踏まえつつ、能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、またレートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切と考えられるところ、こうした観点から、本研究会及び総務省においても、NTT東日本・西日本からデータの開示及び説明を受けるなどして、状況を継続的に注視していく必要があると考えられる。そのため、まずは、実情把握を開始することとし、加入光ファイバの稼働率の現状等についてより詳細な調査を行うことが適当である。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、またレートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切」という考えは、加入光ファイバに限らず他の第一種指定電気通信設備や、更には第二種指定電気通信設備でも適用されるべきものであり、総務省殿においては他の接続料においても同様の検討を行なっていただくことを要望いたします。

以上

意見書

2018年8月31日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 460-0003

住 所 あいちけん なごやし なかくにしき ちょうめ 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号

氏 名 ちゅうぶてれこみゆにけーしょんかぶしきかいしゃ 中部テレコミュニケーション株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう やまもと たかし
代表取締役社長 山本 賢

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

このたびは、「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり、当社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

該当箇所	意見
<p>第1章 NGN の県間通信用設備の扱い (3) 考え方 NTT 東日本・西日本の意見 ((2) (イ)) によると、県間接続料を記載した非指定設備約款を公表して、問合せ対応等に対して可能な限り具体的な説明を行うことで適正性を確保していくとのことだが、適正性及び公平性は一方の側が一方的にその考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではない。また、NTT 東日本・西日本とソフトバンクの間の協議の合意後においても、当事者の意見を踏まえると、県間接続料の適正性について十分に納得が得られているとも見えず、県間接続料を毎年見直すかについても、事業者間の合意が得られた状態ではない。そのため、今後、県間接続料の算定方法について総務省及び本研究会において注視を継続するとともに、事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正性及び公平性の観点から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」とする。）は、非指定設備約款に記載されている県間接続料に関して、接続事業者から問合せがあった場合は、真摯に説明及び協議を行い、県間接続料が適切なものであることを理解して頂く必要があると思います。 ・ 県間接続料の見直しについては、年々低廉化するコストや需要の増加を反映するため、毎年行い、その算定内容について総務省にて検証を行い、NTT 東日本・西日本はその検証に必要なデータの開示をすべきと思います。またその算定方法に関しても定期的に見直しを行うべきだと思います。 ・ 総務省及び本研究会におかれましては、県間接続料の算定方法について、適正性・公平性・透明性を確保する観点から引き続き注視いただきますようお願い申し上げます。
<p>第2章 NGN のインターネット接続の接続料 (2) 考え方 イ 接続用ポートの小容量化 技術的には可能とされる小容量化について今後必要と考えられるのは、どのようなコストが生じ、またそれをどのように負担するかという点に関する具体的な考え方を明らかにした上での、ニーズを踏まえた具体的検討である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の音声サービスの IP-IP 接続において、既存ゲートウェイルータ（10Gbps）のポート接続は、当社や中小規模の接続事業者にとって過剰設備になる可能性が高いことから、100Mbps や 1Gbps のような低品目のポート接続のメニュー設定が必要と考えます。メニューに関しての具体的な金額や条件が決まっていないため、ニーズを調査した上で小容量化を実現する場合の金額・条件等について、NTT 東日本・西日本におかれましては、接続事業者・関係団体等と協議を行い検討していく必要があると思います。そのため、報告書の考え方に賛同いたします。

以上

意見書

東経企営第18-00094号
平成30年8月31日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
いのうえ ふくぞう
代表取締役社長 井上 福造

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

第1章 NGNの県間通信用設備の扱い

該当箇所	当社意見
<p>(3) 考え方</p> <p>以上から、現状では、県間接続料の扱いについては、次のとおり総括することが適当と考えられる。</p> <p>第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に經由し一体的な利用が行われる場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性及び適正性の確保が特に重要であると考えられる。</p> <p>透明性及び接続事業者間の公平性については、NTT東日本・西日本では、非指定設備約款に規定してこれを公表し、接続事業者に同等に適用することとしており、これが実行されるのであれば、確保されることとなると認められる。</p> <p>他方で、適正性及びNTT東日本・西日本と接続事業者の間の公平性については、次のとおりと考えられる。</p> <p>第一に、NTT東日本・西日本とソフトバンクとの間の協議においては、原価は県間接続料の単金として提示したものに需要を乗じた額と一致するという旨が説明ものとされており、また、その原価を推計するためのデータの提供がなされるといった対応が認められるところ、その限りでは、適正性を確保しようという方向性の中で協議が行われたことは確認できる。</p> <p>第二に、NTT東日本・西日本の意見((2)(イ))によると、県間接続料を記載した非指定設備約款を公表して、問合せ対応等に対して可能な限り具体的な説明を行うことで適正性を確保していくとのことだが、適正性及び公平性は一方の側が一方的にその考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではない。また、NTT東日本・西日本とソフトバンクの間の協議の合意後においても、当事者の意見を踏まえると、県間接続料の適正性について十分に納得が得られているとも見えず、県間接続料を毎年見直すかについても、事業者間の合意が得られた状態ではない。</p> <p>そのため、今後、県間接続料の算定方法について総務省及び本研</p>	<p>✓ 県間伝送路に不可欠性はないため、県間接続料や接続条件について、当社にのみルール化を求めることは適当でなく、当事者間で協議が行われるべきもの。</p> <p>✓ これまでの当社の取組みにおいて、透明性・公平性・適正性は確保されている。</p> <p>【県間通信用設備の不可避性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネススペースで自由に調達を行っていること、現に当社も県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、不可欠性はないものと考えます。 ・ また、事業者からNGNでの新たなPOIの設置要望をいただいた場合には、適切な費用を負担いただくことを前提として要望事業者と協議を行っています。現に、NGNの県間伝送路を利用するか、自前の県間伝送路を利用するかは、費用負担を含め、要望事業者自身の判断で選択可能であり、NGNの県間伝送路を不可避免的に經由するとの指摘にはあたらないと考えます。 ・ IP網へ移行後の音声サービスのIP-IP接続については、原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークをつなぎ合うこととなるため、当社は他事業者の県間伝送路を、他事業者は当社の県間伝送路を利用することとなり、それぞれの県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得ない状況は、当社も他事業者も同じとなります。 ・ 以上を踏まえると、県間通信用設備の接続料・接続条件について、当社にのみルール化を求めることは適当でなく、当事者間で協議が行われるべきものと考えます。 <p>【県間通信用設備の接続料・接続条件の透明性・公平性・適正性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県間通信用設備の接続料・接続条件については、以下の観点から、透明性・公平性・適正性は確保されていると考えています。 <ul style="list-style-type: none"> - 県間通信用設備の接続料・接続条件については、非指定設備約款に規定・公表し、同等に適用しているため、透明性及び公平性は確保しています。 - 接続料の適正性については、接続事業者に理解をいただいていた認識です。県間接続料の協議についても、現に自ら県間通信用設備を保有するソフトバ

該当箇所	当社意見
<p>研究会において注視を継続するとともに、事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要がある。</p> <p>また、県間接続料の意義に鑑みて、この関係の今後の事業者間協議については、いずれか一方の当事者が求める場合は、総務省において、双方の意見を聴きつつ、よくそのフォローをしていく必要がある。さらに、当事者においては、申立て等により接続命令等の紛争処理手続きを活用することも可能であり、こういった手続きが活用される場合には、総務省において適切に対応する必要がある。</p>	<p>ンク殿が検証した上で、県間接続料の適正性に納得いただき、合意に至ったものと考えています。また、県間接続料の見直しについても、協議において合意に向けて努力を続けていく考えです。</p>

第2章 NGNのインターネット接続の接続料 1. 参入可能性の確保と費用負担の適正化(IPoE接続)

該当箇所	当社意見
<p>(2)考え方</p> <p>ア 直接接続事業者の上限</p> <p>本研究会における検討を背景として、指定設備約款上は、16 を超える接続請求が行われた場合でも、直ちに拒否されることはなくなり、まずはNTT東日本・西日本により検討が行われ、その結果が書面により回答される手続となった。しかしながら、NTT東日本・西日本からは、16 の上限は收容ルータの仕様上の制約であり、これを拡大するためには收容ルータの更改が必要となる旨の見解が示されているところ、指定設備約款上の手続に従った協議においても、現状では、そうした見解が示される状況が変わる可能性が少ないと考えられる。</p> <p>そのため、NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。</p> <p>イ 接続用ポートの小容量化</p> <p>技術的には可能とされる小容量化について今後必要と考えられるのは、どのようなコストが生じ、またそれをどのように負担するかという点に関する具体的考え方を明らかにした上での、ニーズを踏まえた具体的検討である。</p> <p>そのため、NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体等と協議を行いつつ、小容量化を実現する場合の金額・条件等の具体化に向けた検討が進められるべきであり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。</p>	<p>【ア 直接接続事業者の上限】</p> <p>✓ 接続可能事業者数に関する制約を拡大するためには收容ルータの更改が必要となり、改善することは困難な状況には変わりはない。</p> <p>✓ 16 者まで十分な参入余地があるため、現時点では直接接続が阻害されるような状況には至っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続可能事業者数に関する制約は当社收容ルータの性能上限に起因する制約であり、これを拡大するためには收容ルータの更改が必要となり、收容ルータの更改には多大な費用が必要となることから、改善することは困難な状況には変わりはありません。 ・ しかしながら、現在、IPoE接続を行っている 6 事業者と、今年度に接続開始予定の 2 事業者以外には、現時点(2018 年 8 月末時点)で新たな事前調査申込をいただいております。上限である 16 者まで十分な参入余地があるため、現時点では直接接続が阻害されるような状況には至っていないものと考えます。 ・ なお、装置の保守限界等に伴い、收容ルータの更改等を行う場合には、今後の制限緩和が求められている状況にあることに鑑み、その制限を緩和する際には、事前に情報開示する考えです。 <p>【イ 接続用ポートの小容量化】</p> <p>✓ 関門系ルータ(ゲートウェイルータ)の接続用ポートの一部を使うことで、技術的には実現可能な見込み。</p> <p>✓ 現時点において小容量化した料金メニューの利用要望をいただけていないが、今後、要望をいただければ、その実現に向けて協議を行っていく考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPoE接続のための関門系ルータ(ゲートウェイルータ)の接続用ポートの小容量化については、「既存ゲートウェイルータのポートを変更(100G 用のスロットを 1G 用に用途変更)する案」や「既存ゲートウェイルータに小容量専用装置を接続(100G ポートに小容量専用の装置を接続)する案」であれば、ポートの一部を使うことで、技術的には実現可能な見込みであり、それについては、本研究会(第 8

該当箇所	当社意見
<p>ウ POIの増設</p> <p>直接接続のためのPOIの設置場所の増設は、既存接続事業者にとっての効率性向上だけでなく、地域における新規参入可能性の向上の観点からも重要な取組である。NTT東日本・西日本においては、引き続き、さらなる増設やPOIの利用条件の緩和等について、接続事業者・関係団体等からの要望も踏まえつつ、検討が行われるべきである。</p>	<p>回)でも述べさせていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書案への意見募集において、接続事業者からゲートウェイルータの接続用ポートに係る小容量化した料金メニューの要望があったことを踏まえ、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿に対応を相談したところ、小容量化した料金メニューの説明の前段で、まずはIPoE接続に係る理解を深めるために会員企業への説明会を開催してほしいとのご要望をいただいたことから、2017年10月に会員企業への説明会を開催しました。その後、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿より、守秘義務契約を締結していない事業者に対しても、同様に説明をしてほしいとのご要望をいただいたことから、2018年3月にも説明会を開催しました。 その後、現時点において小容量化した料金メニューの利用要望をいただいておりますが、今後、要望をいただければ、その実現に向けて協議を行っていく考えです。 <p>【ウ POIの増設】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 増設することとしたPOIについては、順次拡大をしている状況。 ✓ 更なるPOI増設の要望をいただいた場合には、当該事業者と協議を行っていく考え。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 既存接続事業者との協議の結果、現在提供している全国POI(NTT東日本エリア全域をカバーするPOI)、東京の単県POI(POI設置都道府県をカバーするPOI)に加え、2018年度以降、7箇所のPOIを順次増設していく予定であり、具体的には、3つのブロックPOI(各ブロックに所属する県をカバーするPOI)と4つの単県POIを開設する予定です。そのうち、千葉POIについては2018年6月に開設済み、その他6箇所のPOIについても順次増設予定です。 今後、更なるPOI増設の要望をいただいた場合には、当該事業者と協議を行っていく考えです。

該当箇所	当社意見
<p data-bbox="181 209 568 236">エ 関門系ルータの費用負担等</p> <p data-bbox="163 256 1003 624">IPoE方式の関門系ルータの機能について、網使用料化すると、仮に本件関門系ルータ機能の利用を中止する接続事業者が現れた場合は、その事業者(利用中止事業者)が利用していた分に相当する費用の負担が他の接続事業者の負担となる可能性が生じるが、これは、本件関門系ルータ機能の利用が始まったときの前提からの変更となる。そのため、これに配慮して、当面の間は、現状どおり当該費用を利用中止事業者の負担とする方策の是非について検討の余地がある(なお、接続料制度においてそうした対応が可能となるよう措置することが適当と結論づけたところであり、それを受けた制度上の措置が(1)エのとおり講じられている。)</p> <p data-bbox="163 644 1003 900">また、一般に、今後もやむを得ず網改造料等の形式で設定する金額・接続条件が存在する場合には、その内容について、総務省の第一次要請や関係団体等の要望も踏まえつつ、実績値の例を示すなどの透明化の措置が引き続き講じられるべきであり、また要望に応じて協議が行われることが適当である。なお、トラヒック増の対応等のため、引き続き接続事業者の要望に応じたポート等の増設を可能とする前提は維持することが適当である。</p>	<p data-bbox="1048 209 1458 236">【エ 関門系ルータの費用負担等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1032 256 2056 400">✓ 関門系ルータの費用負担における利用中止費については、事業者の要望に応じて設置した設備コストを当該事業者適切に負担いただく観点や短期利用による費用負担の不公平を防止する観点から、利用を中止する当該事業者の利用中止に係る費用(残価等)を負担いただくことが適当。 <li data-bbox="1032 421 2056 528">✓ 網改造料の透明化に向けた取組みについては、月額料金及び接続約款において料金額を実費と規定している工事費・手続費の目安額を当社の接続事業者向けホームページにおいて開示済み。 <p data-bbox="1032 549 1406 576"><利用中止費の方策の是非></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1032 596 2056 772">・ IPoE方式の関門系ルータについては、引き続き、接続事業者の個別の要望に応じ、自由にポート等の増設を可能とする考えです。その際には、当社が以前より主張しているとおり、要望事業者が増設に要する費用の全額を負担することが必要と考えており、IPoE方式の関門系ルータの費用は、本来、網改造料として取り扱うことが適当と考えています。 <li data-bbox="1032 793 2056 936">・ そのため、関門系ルータの費用負担における利用中止費については、事業者の要望に応じて設置した設備コストを当該事業者適切に負担させる観点や短期利用による費用負担の不公平を防止する観点から、利用を中止する当該事業者の利用中止に係る費用(残価等)を負担いただくことが適当と考えます。 <p data-bbox="1032 1005 1541 1032"><網改造料の透明化に向けた取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1032 1053 2056 1347">・ 網改造料の透明化に向けた取組みについては、新規参入を検討する事業者の予見性を高められるよう、網改造料の月額料金(直近の実績に基づき利用事業者数等で按分した後の概算額)及び接続約款において料金額を実費と規定している工事費・手続費のうち、他の接続事業者によって既にご利用いただいているものについて、その目安額を、当社の接続事業者向けホームページ(守秘義務契約を締結した電気通信事業者が閲覧可能)において開示しています。ホームページへの開示以降、現に新規参入を検討している事業者から問い合わせをいただいております。詳細な接続条件を説明する等、丁寧に対応を行っています。

第2章 NGNのインターネット接続の接続料 2. 関門系ルータの増強の円滑化(PPPoE接続)

該当箇所	当社意見
<p>(2)考え方</p> <p>ア トラヒック需要に応じた設備の増強</p> <p>円滑なサービス提供に必要な設備の増強は、合理的に対応されるべきであり、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し改善していくことが適当であり、総務省においては、これについて継続的にフォローアップを行うことが適当である。また、こういった当事者間の十分な意思疎通の中で円滑に増設がなされることが望ましいが、仮に合理的な理由によらず、トラヒック需要に応じた円滑な設備増強が実現しない場合には、当事者の申立て等による接続命令のスキーム等を用いる紛争処理の手続もあるので、こういった手続が活用される場合には、総務省で適切に対応する必要がある。さらに、今後の継続的フォローアップに当たっては、実際の通信量の状況等について客観的なデータに基づく検証を行う必要があり、その具体的な方法について検討を開始する必要がある。</p> <p>いずれにせよ、円滑なサービス提供を確保するため、各電気通信事業者は、トラヒック需要の増加など利用者ニーズの状況に応じた設備増強に努めていくべきであり、サービス提供条件もそれに応じて見直しを進めていく必要がある。</p>	<p>【ア トラヒック需要に応じた設備の増強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当社は昨今のインターネットトラヒックの状況を踏まえ、増設基準セッション数の引き下げ等を実施したところ。 ✓ 今後も、ISP事業者毎のインターネットトラヒックの状況や増設申込状況等の個別状況を確認の上、更なる見直しの必要性について検討していく考え。 ✓ 客観的なデータに基づく検証に際しては、市場マクロの通信量の状況等のみならず、ISP事業者の個別状況を確認し、課題を解決することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、PPPoE方式に関する網終端装置のメニューについて、2017年12月に増設基準を設定せず、「接続事業者の要望により自由に増設が可能となる網終端装置メニュー(以下、D型)」に関する指定設備約款変更の認可申請を行いました。また、従来提供している網終端装置のメニュー(増設基準を設定しているもの)についても、2018年6月より基準セッション数の見直しを行いました。 ・ 増設基準の見直し内容については、2018年6月15日に事業者向け説明会を実施した上で、現在、当社と直接接続している全ISP事業者個別に説明を進めているところであり、ISP事業者からは、一定の評価をいただいていると認識しており、実際にお申込みいただいています。 ・ 今後も、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者毎のインターネットトラヒックの状況や、増設基準の見直しに伴うISP事業者からの増設申込状況等の個別状況について、継続して当社と接続するISP事業者と協議の上、確認を行い、そのご意見を参考にして、更なる見直しの必要性について検討していく考えです。 ・ 通信量の状況等についての客観的なデータに関して、当社としても可能なものは提供を行っていく考えですが、ISP事業者毎のサービスポリシーによってその評価も異なるため、市場マクロの通信量の分析もさることながら、ISP事業者の個別状況に応じた課題を解決することが重要と認識しております。

該当箇所	当社意見
<p data-bbox="181 209 636 236">イ 利用者への説明等の適切性確保</p> <p data-bbox="163 256 1003 587">JAIPAからは、利用者に速度等品質の低下を説明する際に一方的に接続事業者側に原因があるかのような説明は避けるべき旨の意見もあった。これについては、NTT東日本・西日本及び接続事業者の双方において、電気通信事業法(昭和59年411年法律第86号)第27条(苦情等処理義務)等の規定も踏まえつつ、利用者等からの問合せへの対応について、各々の説明で互いに齟齬を来すことがないように、協調していく必要があり、その具体的な対応の在り方については、NTT東日本・西日本とJAIPA等との間で協議されることが適当である。</p>	<p data-bbox="1048 209 1525 236">【イ 利用者への説明等の適切性確保】</p> <div data-bbox="1025 252 2056 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1025 256 2056 325">✓ 当社はこれまでも、お客様対応部門に対し、対応フローやスクリプトの周知・説明を行ってきた。</p> <p data-bbox="1025 341 1939 373">✓ 今後も、課題等があれば、引き続き、改善に向けて取り組んでいく考え。</p> </div> <ul data-bbox="1025 395 2056 810" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1025 395 2056 501">・ 当社はこれまでも、お客様対応部門に対し、お客様からのインターネットがつながりにくい等の申告発生時の対応フローやスクリプトの周知・説明を行ってまいりました。今後も課題等があれば、改善に向け取り組んでいく考えです。 <li data-bbox="1025 517 2056 810">・ なお、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿からお客様に対する不適切な対応事例があるのではないかとのご意見があったことから、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿と協議を行い、当社の故障受付部門にて、お客様に対し不適切な対応があった場合は、その事例を当社のISP事業者専用窓口に共有いただく取組みを期間限定で集中的に実施しましたが、期間中(2018年1月22日～2月28日)、ISP事業者から不適切な事象の共有はありませんでした。また、その後も不適切な事象の共有はいただいておりませんが、課題等があれば、改善に向けて取り組んでいく考えです。

第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法 1. 加入光ファイバの耐用年数

該当箇所	当社意見
<p>(3) 考え方</p> <p>NTT東日本・西日本から提供された平成27年度(2015)末及び平成28年度(2016)末のデータに基づく推計結果等によると、「7つの関数」の中には決定係数が相対的に低い推計結果となっているものもあり、現行の経済的耐用年数が「7つの関数」の関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から「直ちに耐用年数の見直しが必要な状況に至っていない」とのNTT東日本・西日本の主張(第一次報告書第5章参照)は説得力が十分でないと言わざるを得ない。そのため、NTT東日本・西日本において、できる限り早く、上記(2)で表明されている検証作業を行うことが必要であり、本研究会でも、平成30年度(2018)の半ば頃までの早い時期にNTT側から当該検証作業の状況について聴取し検討することとする。</p> <p>また、ソフトバンクの意見に関しては、既に第一次報告書でも触れたように、現行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、NTT東日本・西日本は、経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要があると考えられた。特にこの見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、平成30年内又は平成31年早期には結論を出していくことが適当と考えられるものであり、またそうしなければ、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使われているかについて疑念が生じることになりかねない。</p> <p>この点、NTT東日本・西日本からは、第10回会合の場で、前回耐用年数の見直しを実施した平成20年度より10年近くが経過し撤去法による耐用年数の推計結果において変化が見られたこと、FTTHサービスを巡る環境もこの間に変化があると考えられることを挙げ、耐用年数の検証と見直しの検討を平成30年度から集中的に行う旨が述べられたところであり、その後の構成員からの質問に対しては、平成29年度(2017)末時点のデータの検証作業の進捗状況については、平成30年9月～10月頃に報告できるよう、準備を進めていく考えとの回答もあったところである。</p>	<p>✓ 耐用年数の見直しは接続料の低廉化を目的として実施するものではない。</p> <p>✓ 耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究会(第4回、第10回)において、当社より表明しておりますが、耐用年数の見直しは財務会計の適正化の観点から行うものであり、接続料の低廉化を目的として実施するものではないことを留意いただきたいと思います。 ・ また、耐用年数の検証を行う際の検討手順は、本研究会(第12回)において提示しておりますが、一般的に固定資産データを用いた推計は、用いる関数によって結果に幅が生じるものであり、使用実態を表す一例に過ぎないことから、その結果だけをもって現行の経済的耐用年数の見直しを判断することはできないため、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含めて総合的に検討し、その結果、耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していく考えです。

該当箇所	当社意見
<p>本研究会では、こうした問題意識の上に立ち、このNTT東日本・西日本の取組について、十全かつ早期の実施を促し、そのためのフォローアップを行っていくこととする。</p>	

第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法 2. レートベースの厳正な把握

該当箇所	当社意見
<p>(3) 考え方</p> <p>上記意見を踏まえつつ、能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、またレートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切と考えられるところ、そのため、こうした観点から、本研究会及び総務省においても、NTT東日本・西日本からデータの開示及び説明を受けるなどして、状況を継続的に注視していく必要があると考えられる。そのため、まずは、実情把握を開始することとし、加入光ファイバの稼働率の現状等についてより詳細な調査を行うことが適当である。</p> <p>なお、関連して、情報通信審議会「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成27年9月14日)では、次のとおり考え方が示されているところ、当該答申に沿えば、平成31年度が加入光ファイバに係る接続制度に関する見直しの検討時期に当たるので、そうした見直しの中でも本課題を取り上げていく必要があると考えられる。</p>	<p>✓ 未利用芯線は当社や接続事業者が、効率的な事業運営や円滑なサービス提供を行っていくためにあらかじめ用意しているものであり、必要不可欠な設備であることから、その一部をレートベースから除外することは、採り得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料原価に含まれる報酬額は、設備を構築する上で必要な資金を調達するための資本コストであり、設備を維持・運営するために必要不可欠なものです。 ・ したがって、利用／未利用といった現時点の実態だけに着目し、その一部をレートベースから除外することは、設備構築事業者の投資・事業展開のインセンティブを損なうおそれがあることから、採り得ないものと考えます。 ・ 当社は光ファイバ設備の構築にあたり、短期的な需要だけでなく、将来の需要拡大も見込んだ上で、全体として低廉なコストとなるよう効率的・合理的に設備投資を実施しており、未利用芯線は故障発生時には不良となった芯線を新しい芯線に切り替えて即応する必要があること、新たな芯線の需要の発生の都度、繰り返し新たにケーブルを敷設することは不経済であること等の理由から、当社や接続事業者が、効率的な事業運営や円滑なサービス提供を行っていくためにあらかじめ用意しているものであり、必要不可欠な設備です。 ・ なお、加入者光ファイバ接続料のコストの大半は当社利用部門が負担しており、当社としても効率化の効果は業績に直接反映されることから、投資抑制も含めたコスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっています。

第4章 「網機能提供計画」制度の見直し

該当箇所	当社意見
<p>(2) 考え方</p> <p>しかしながら、本報告書第2章(NGNのインターネット接続の接続料)の内容を踏まえると、IPoE方式の関門系ルータに直接接続することができる事業者がごく少数に限定されるなど、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合もあったと考えられるところである。</p> <p>また、情報通信審議会「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)では、「IP-IP接続への円滑な移行に向けて、今後、ルータ、SIPサーバ等の設備に様々な改造等が加えられることが想定されるが、この場合、他の事業者においても仕様の変更、新たな機能を使用することの検討及び接続のために必要な機器の開発を行ったりする必要があり、接続約款(指定設備約款)が定まってからこの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当でない。」との考え方も示されたところである。</p> <p>したがって、他事業者との円滑な接続に十分な配慮が行われることを法的に担保する観点から、今後はルータ等の網機能に係る情報提供を情報開示告示ではなく網機能提供計画の制度に基づき行うことにより、指定設備約款変更の申請とは別途、機能の追加又は変更の計画の段階で、他事業者からの意見を受け付けるとともに、総務省が必要に応じ計画内容について勧告を行う手段を確保することが必要と考えられる。</p> <p>ただし、その際、「ルータ、SIPサーバ等の設備の機能のうち、どのような機能の変更又は追加に関する計画を対象にするか、また、総務大臣への届出の期限をどのように設定するかについては、総務省において十分に制度の柔軟性についても配慮して検討することが適当である。」(「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申」の意見募集で提出された意見に対する情報通信審議会の考え方5-18(平成29年3月28日))との考え方も踏まえ、公表のために「官報掲載」を必須とし、また届出期限を工事開始の原則「200日前」とする</p>	<p>✓ 本制度の見直しに関する当社の意見は、本研究会(第13回)において当社よりお示した内容のとおりであり、構成員及びオブザーバーのご意見の内容を十分に考慮し、省令等の立案を検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度の見直しに関する当社の意見は、本研究会(第13回)において当社よりお示した内容のとおりであり、当社としては、これを踏まえご議論いただいた下記の構成員及びオブザーバーのご意見の内容を十分に考慮し、省令等の立案を検討していただきたいと考えます。 <p><構成員及びオブザーバーのご意見の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 非標準的な使い方があった場合には意見募集等々のプロセスを経る必要があるが、反対に、単にワンランク上のルータに更改するようときまで、200日前の意見募集等を行う必要までではない。 全てのものを今まで通り規制の対象とするわけではなく、できるだけタイムリーに新サービスを提供できるようにすることや、接続してサービスを提供する意図がないような要望にまで対応する負担をかけないようにすること等にも配慮して、何を公正競争上の規制のターゲットとするか、議論を進めるべき。 NGNの全てについて対象とすると負担が大きいと考える。 悪意があって妨害することを目的とする場合や、そこまで知識が無いために次々と意見を出してしまう場合も無いとは言えないので、そのような場合の考え方については整理しておくべきではないか。 PSTNマイグレーションに関し事前に事業者間合意が達成されており合理的にみて届出不要であるものは対象外としても構わないのではないか。 <p><本制度の見直しに関する当社の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ルータ等は接続を前提として開発された装置であり、円滑な接続に支障を及ぼすような問題はこれまで特段発生していません。ルータ等を事前の届出対象とした場合、当社の新たな網機能の開発期間が長期化することとなり、通信業界全体のイノベーションの遅れ、ひいては国民の不利益にもつながることから、工事(開

該当箇所	当社意見
<p>などの同制度の運用ルール(電気通信事業法施行規則第24条～第24条の4等)については、インターネットの普及及び開発ペースの速いルータ等によるネットワーク構築という実態に合わせて、合理化等の余地がないか検討の必要があると考えられる。</p> <p>具体的な対象範囲や運用方法については、事務局から叩き台の提案があり、それについてオブザーバーである事業者からの意見をj得て議論を行ったところ、今後、総務省において、その内容を十分参考にしつつ、具体的な省令等の立案作業を進めることが適当である(これまでの議論内容は附録のとおり。第13回会合(平成30年6月29日)の結果も踏まえて更新予定。)</p> <p>なお、関連して、今後のネットワーク構築等については、NGNのインターネット接続の接続料に関する検討の中で、2020年東京オリンピックも見据え、急増するインターネットトラフィックへの対応等の観点から、地方でのICT利活用等も考慮に入れたネットワークの構築の在り方等を関係者で幅広く議論すべき旨の意見や、NTT東日本・西日本から今後のネットワークの在り方が早期に示されるべきとの意見等があった。これについて、広範な議論が早期に行われることを期待するとともに、接続料・接続条件を巡る議論においても、こうした課題の解決に寄与することを考慮していくことが適当と考えられる。</p> <p>附録「網機能提供計画」制度の見直しに係る議論内容</p> <p>2. 構成員からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非標準的な使い方があった場合には意見募集等々のプロセスを経る必要があるが、反対に、単にワンランク上のルータに更改するようなときまで、200日前の意見募集等を行う必要まではない。 ・ 全てのものを今まで通り規制の対象とするわけではなく、できるだけタイムリーに新サービスを提供できるようにすることや、接続してサービスを提供する意図がないような要望にまで対応する負担をかけないようにすること等にも配慮して、何を公正競争上の 	<p>発)着手に影響を与えない手続きとしていただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、当社としては、構成員やオブザーバーからのご意見を踏まえ、以下3点については、届出の対象外としていただきたいと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 接続要望事業者を実質的に制約せず、既製品で接続可能な方法があると思込まれ、かつ当該機能を利用するための既存の接続条件が著しく不利益な変更とならない機能 ② 既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能 ③ 事業者間で事前に刷り合わせを行うもの ・ 仮に、工事着手前に他事業者からの意見受付を行う場合には、その届出期間は指定設備約款の変更に係る意見募集期間(30日)と同様の期間で十分と考えており、届出期間は最短としていただきたいと考えております。 ・ 加えて、制度による意見募集の結果、他事業者から意見があった際、当社が追加的な開発等を行う場合は、当該事業者に必要なコスト負担をしていただいた上で、可能な限り、その意見における要望内容にお応えしていく考えであり、そうした費用負担を担保するための措置も必要と考えます。 ・ また、構成員のご意見にもあったとおり、追加的な開発等を行ったものの、結果的に利用する事業者がない等のリスクを回避するために、利用を前提とした意見提出を担保する措置や新たな網機能の迅速な提供を妨害することを目的とした意見提出を防止するための仕組みも必要と考えます。

該当箇所	当社意見
<p>規制のターゲットとするか、議論を進めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NGNの全てについて対象とすると負担が大きいと考える。 ・ 悪意があって妨害することを目的とする場合や、そこまで知識が無いために次々と意見を出してしまう場合も無いとは言えないので、そのような場合の考え方については整理しておくべきではないか。 <p>3. オブザーバーからの意見の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PSTNマイグレーションに関し事前に事業者間合意が達成されており合理的にみて届出不要であるものは対象外としても構わないのではないか。 	

第5章 継続検討事項

該当箇所	当社意見
<p>2. フォローアップ事項</p> <p>本研究会では、これまで接続制度を巡る多岐にわたる課題を取り上げ、検討を行い、又はフォローアップを実施してきた。その結果、わずか1年強の間に、改正省令等の制度の整備が行われ、第二次要請など総務省における一連の行政上の措置が講じられて指定設備約款の変更等において反映され、かつ、指定設備約款の規制の対象外である県間接続料さえも事業者間合意及び低廉化が実現するなど、NGN等における円滑な接続の確保に向けた環境の整備が大幅に進捗したと考えられる。このような成果を上げることができたのは、本研究会において、事業者及び事業者団体から意見を開陳する公の場が設定され、それら意見について異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施してきたからであると考えられる。</p> <p>行政におけるこのようなオープンで継続的な検討過程は、本研究会が取り上げてきた課題への継続的な取組を確保し、また新たな課題が生じたときの迅速な対応を可能とするという観点から、今後も実施されるべきものであると考えられ、本研究会もそのために引き続き活用されることが期待される。</p> <p>本研究会としては、現段階において、少なくとも次の事項について、本年8月以降のフォローアップが必要であると考え。</p> <p>(1)NGNの県間通信用設備の扱い(第1章)</p> <p>(2)NGNのコストドライバ</p> <p>(3)NGNのインターネット接続の接続料(第2章)</p> <p>(4)加入光ファイバの耐用年数(第3章1.)</p> <p>(5)レートベースの厳正な把握(第3章2.)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、本研究会での議論に関わらず、今まで円滑な接続が可能となるよう取組みを行ってきたところです。 ・ 電気通信事業の発展や利用者利便の向上に資するものについて、本研究会のようなオープンな検討が必要な課題が生じた際には、当社としても引き続き協力していく考えですが、基本的には事業者間の協議等に委ねていただき、当事者間での課題解決を図ることが望ましいと考えます。

意見書

平成30年8月31日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI株式会社

だいはうとりしまりやくしゃちよう たかはし まこと
代表取締役社長 高橋 誠

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。
（文中では敬称を省略しております。）

該当箇所	弊社意見
<p>第1章 NGN 県間通信用設備の扱い</p> <p>(3) 考え方</p> <p><u>第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に經由し一体的な利用が行われる場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性及び適正性の確保が特に重要</u>であると考えられる。</p> <p>透明性及び接続事業者間の公平性については、NTT 東日本・西日本では、非指定設備約款に規定してこれを公表し、接続事業者と同等に適用することとしており、これが実行されるのであれば、確保されることとなると認められる。</p> <p>他方で、適正性及び NTT 東日本・西日本と接続事業者間の公平性については、次のとおりと考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>第二に、NTT 東日本・西日本の意見（(2) (イ)）によると、<u>県間接続料を記載した非指定設備約款を公表して、問合せ対応等に対して可能な限り具体的な説明を行うことで適正性を確保していくとのことだが、適正性及び公平性は一方の側が一方向的にその考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではない。</u>また、NTT 東日本・西日本とソフトバンクの間の協議の合意後においても、当事者の意見を踏まえると、<u>県間接続料の適正性について十分に納得が得られているとも見えず、<u>県間接続料を毎年見直すかについても、事業者間の合意が得られた状態ではない。</u></u></p> <p>そのため、<u>今後、県間接続料の算定方法について総務省及び本研究会において注視を継続する</u>とともに、事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、<u>適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要がある。</u></p>	<p>「接続料の算定に関する研究会 第二次報告書（案）」（以下、「第二次報告書（案）」という。）にあるとおり、第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に經由し一体的な利用が行われる場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性及び適正性の確保が特に重要であるとの考え方に賛同いたします。</p> <p>本研究会で当社が意見したとおり、仮に、コストにかかわらず高額な県間接続料が設定された場合には NGN を利用できなくなる事態が生じ得ることから、県間設備が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である点を十分に考慮し、第一種指定電気通信設備と同等に透明性、公平性及び適正性を確保するためには、<u>県間接続料も指定設備約款の記載事項として、事前の規律（※1）の対象とすべきと考えます。</u></p> <p>仮に、現時点において、一足飛びにそこまでいかないまでも、段階的に適正性等を確保していく取り組みについて、引き続き、検討することが必要だと考えます。</p> <p>具体的には、「<u>県間接続料を毎年見直すかについても、事業者間で合意が得られた状態ではない</u>」との第二次報告書（案）での指摘や、非指定設備約款に規定された接続料については、一度規定された後は、過去、ほとんど見直しが行われてきていない事実（※2）があることも踏まえ、例えば、接続料の見直し検討は毎年度行っただうで、もし、接続料を見直さないのであれば、見直さない理由について、毎年度の指定設備約款の接続料認可申請時にあわせて公表する等の取り組みが、段階的な対応として必要だと考えます。</p> <p>（※1）例えば、コロケーションについては、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項（電気通信事業法第三十三条第四項第一号ホ）に指定され、その手続きや標準的期間のみならず、利用に関して他事業者が負担すべき金額についても記載することを接続約款の認可条件としている。</p>

	(※2) 例)「IP通信網県間区間伝送機能」の接続料(1ポートあたり月額)				
		H14年度	…	H26年度	… H30年度
	100Mbps	52万円	…	52万円	… 52万円
	1Gbps	156万円	…	<u>136万円</u>	… 136万円
	10Gbps	468万円※	…	<u>354万円</u>	… 354万円
	100Gbps			921万円※	… 921万円

※10GbpsはH23年度から設定。100GbpsはH26年度から設定。
 ※過去、料金の見直しは、H26年度に1Gbpsと10Gbpsについて一度行われたのみ。

第2章 NGNのインターネット接続の接続料
 2. 関門系ルータ増強の円滑化(PPPoE接続)

(1) 第一次報告書以降の経過及び主な意見
 NTT東日本・西日本からは、①ISPが費用を負担しつつISPの判断により自由に網終端装置を増設できるメニューを新設する旨、及び②当該メニューを用いた増設をした場合に同一ISP内での品質差別化も可能とする措置と検討する旨の表明があったところであり、詳細な提供条件等についてJAIPA等との協議が行われるとともに、所要の指定設備約款変更の認可申請も行われる(平成29年12月22日情報通信行政・郵政行政審議会諮問、平成30年3月23日認可)など、トラフィック増対応の面では改善に向けた当面の取組が当時進められたものと評価できる²⁶。

²⁶ ただし、同審議会の答申(平成30年3月23日情郵審第12号)においては、新設されたメニューから他の現行メニューへの移行、増設申込みから利用開始までの期間の短縮化等についても課題がある旨指摘があり、今後のフォローアップが必要と考えられる。

(2) 考え方
 ア. トラフィック需要に応じた設備の増強
円滑なサービス提供に必要な設備の増強は、合理的に対応されるべきであり、NTT東・西においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切

トラフィック増に応じたPPPoE方式の網終端装置の増設の課題に対し、ISPが費用を負担しつつISPの判断により自由に網終端装置を増設できるメニュー(D型)が新設されたり、平成30年6月1日に既存メニューの増設基準が緩和(基準セッション数の一律20%引き下げ)されたことは、改善に向けた当面の取り組みとして評価できるものであり、引き続き、市場環境等を踏まえ、適時適切に基準の見直し等を行っていくことが必要です。

一方で、ISP事業者は、既存のメニュー(一部メニューを除く※)では、網終端装置のインターフェース部分のみを費用負担することになっていますが、D型メニューについては、網終端装置の費用全額を負担することになることから、両メニューの間には数倍にも及ぶ費用負担の差があります。

仮に急激なトラフィック増加に対応するためにD型メニューを増設し、増設後に本来の増設基準を満たした場合でも、引き続き、網終端装置の費用全額を負担し続けることになることから、第二次報告書(案)でも指摘があるとおり、D型メニューから既存メニューへの移行が円滑に行えるような仕組みが必要だと考えます。

※「情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成30年3月23日付け) 考え方11」参照

<p>に基準を見直し改善していくことが適当であり、総務省においては、これについて継続的にフォローアップを行うことが適当である。</p>	
<p>第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法 1. 加入光ファイバの耐用年数</p>	
<p>(3) 考え方 既に第一次報告書でも触れたように、現行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、NTT東日本・西日本は、<u>経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要があると考えられる。特にこの見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、平成30年内又は平成31年早期には結論を出していくことが適当と考えられるものであり、またそうしなければ、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使われているかについて疑念が生じることになりかねない。</u>この点、NTT東日本・西日本からは、第10回会合の場で、前回耐用年数の見直しを実施した平成20年度より10年近くが経過し撤去法による耐用年数の推計結果において変化が見られたこと、FTTHサービスを巡る環境もこの間に変化があると考えられることを挙げ、耐用年数の検証と見直しの検討を平成30年度から集中的に行う旨が述べられたところであり、その後の構成員からの質問に対しては、<u>平成29年度(2017)末時点のデータの検証作業の進捗状況については、平成30年9月～10月頃に報告できるよう、準備を進めていく考えとの回答もあったところである。</u> 本研究会では、こうした問題意識の上に立ち、<u>このNTT東日本・西日本の取組について、十全かつ早期の実施を促し、そのためのフォローアップを行っていくこととする。</u></p>	<p>加入光ファイバの耐用年数については、平成20年度(2008)に、それまで採用していた法定耐用年数(10年)から使用実態を踏まえた経済的耐用年数(架空15年、地下21年)に変更されて以降、見直しが行われなまま既に10年が経過しており、早期に見直しが必要な状況に変わりはありません。 そのため、第二次報告書(案)で示された検討スケジュールから遅れることなく検討を進めることが必要であり、平成31年度の接続料算定に反映できるように、遅くとも平成30年内又は平成31年早期には確実に結論を出していくことが必要だと考えます。</p>
<p>第4章 「網機能提供計画」制度の見直し</p>	
<p>(2) 考え方 情報通信審議会「『固定電話網の円滑な移行の在り</p>	<p>本研究会で議論された内容を踏まえ、今後、総務省において、その内容を十分に参考にしつつ、具体的な省令等の立案</p>

<p>方』一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～」（平成 29 年 3 月 28 日）では、「IP-IP 接続への円滑な移行に向けて、今後、ルータ、SIP サーバ等の設備に様々な改造等が加えられることが想定されるが、この場合、他の事業者においても仕様の変更、新たな機能を使用することの検討及び接続のために必要な機器の開発を行ったりする必要があり、接続約款（指定設備約款）が定まってからこの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当でない。」との考え方も示されたところである。</p> <p>したがって、<u>他事業者との円滑な接続に十分な配慮が行われることを法的に担保する観点から、</u> <u>今後はルータ等の網機能に係る情報提供を情報開示告示ではなく網機能提供計画の制度に基づき行うことにより、指定設備約款変更の申請とは別途、機能の追加又は変更の計画の段階で、他事業者からの意見を受け付けるとともに、総務省が必要に応じ計画内容について勧告を行う手段を確保することが必要</u>と考えられる。</p> <p>ただし、その際、「<u>ルータ、SIP サーバ等の設備の機能のうち、どのような機能の変更又は追加に関する計画を対象にするか、また、総務大臣への届出の期限をどのように設定するかについては、総務省において十分に制度の柔軟性についても配慮して検討することが適当</u>である。」（『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申）の意見募集で提出された意見に対する情報通信審議会の考え方 5-18（平成 29 年 3 月 28 日））との考え方も踏まえ、（略）</p> <p><u>具体的な対象範囲や運用方法については、事務局から叩き台の提案があり、それについてオブザーバである事業者からの意見を得て議論を行ったところ、今後、総務省において、その内容を十分に参考にしつつ、具体的な省令等の立案作業を進めることが適当</u>である（これまでの議論内容は附録のとおり）。</p>	<p>作業を進めることが適当との第二次報告書（案）について賛同いたします。</p> <p>なお、本研究会で当社が提案したとおり、ルータ・SIPサーバ等で実現される全ての「網機能」を原則届出対象にしたとしても、円滑な接続に支障がない場合は、最短30日程度で早期の工事着手が可能となるような仕組み※を入れることで、以下2点の両立が可能になるとともに、他事業者に丁寧な対応を行うインセンティブや他事業者における円滑な運用が確保できるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 円滑な接続に支障がある場合は、接続事業者からの意見提示や「網機能」の新設・変更等に対応する期間の十分な確保 - 円滑な接続に支障がない場合は、早期の工事着手によるタイムリーな網機能の提供 <p>また、PSTNマイグレーションに関し、事前に事業者間で合意が達成されており合理的にみて届出不要であるものは対象外とすることも可能であると考えます。</p> <p>※①意見がなかった場合の前倒し有無、及び②前倒した場合の工事開始予定年月日・提供予定時期などの「前倒し条項」を届出事項とし、最短、変更届出予定日の翌日には工事可能とする仕組み</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上

意見書

西 企 営 第 9 6 号
平成 30 年 8 月 31 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちょう
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳
こばやし みつよし

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

第1章 NGNの県間通信用設備の扱い

該当箇所	当社意見
<p>(3) 考え方</p> <p>以上から、現状では、県間接続料の扱いについては、次のとおり総括することが適当と考えられる。</p> <p>第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に經由し一体的な利用が行われる場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性及び適正性の確保が特に重要であると考えられる。</p> <p>透明性及び接続事業者間の公平性については、NTT東日本・西日本では、非指定設備約款に規定してこれを公表し、接続事業者に同等に適用することとしており、これが実行されるのであれば、確保されることとなると認められる。</p> <p>他方で、適正性及びNTT東日本・西日本と接続事業者の間の公平性については、次のとおりと考えられる。</p> <p>第一に、NTT東日本・西日本とソフトバンクとの間の協議においては、原価は県間接続料の単金として提示したものに需要を乗じた額と一致するという旨が説明ものとされており、また、その原価を推計するためのデータの提供がなされるといった対応が認められるところ、その限りでは、適正性を確保しようという方向性の中で協議が行われたことは確認できる。</p> <p>第二に、NTT東日本・西日本の意見((2)(イ))によると、県間接続料を記載した非指定設備約款を公表して、問合せ対応等に対して可能な限り具体的な説明を行うことで適正性を確保していくとのことだが、適正性及び公平性は一方の側が一方的にその考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではない。また、NTT東日本・西日本とソフトバンクの間の協議の合意後においても、当事者の意見を踏まえると、県間接続料の適正性について十分に納得が得られているとも見えず、県間接続料を毎年見直すかについても、事業者間の合意が得られた状態ではない。</p> <p>そのため、今後、県間接続料の算定方法について総務省及び本研</p>	<p>✓ 県間伝送路に不可欠性はないため、県間接続料や接続条件について、当社にのみルール化を求めることは適当でなく、当事者間で協議が行われるべきもの。</p> <p>✓ これまでの当社の取組みにおいて、透明性・公平性・適正性は確保されている。</p> <p>【県間通信用設備の不可避性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネススペースで自由に調達を行っていること、現に当社も県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、不可欠性はないものと考えます。 ・ また、事業者からNGNでの新たなPOIの設置要望をいただいた場合には、適切な費用を負担いただくことを前提として要望事業者と協議を行っています。現に、NGNの県間伝送路を利用するか、自前の県間伝送路を利用するかは、費用負担を含め、要望事業者自身の判断で選択可能であり、NGNの県間伝送路を不可避免的に經由するとの指摘にはあたらないと考えます。 ・ IP網へ移行後の音声サービスのIP-IP接続については、原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークをつなぎ合うこととなるため、当社は他事業者の県間伝送路を、他事業者は当社の県間伝送路を利用することとなり、それぞれの県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得ない状況は、当社も他事業者も同じとなります。 ・ 以上を踏まえると、県間通信用設備の接続料・接続条件について、当社にのみルール化を求めることは適当でなく、当事者間で協議が行われるべきものと考えます。 <p>【県間通信用設備の接続料・接続条件の透明性・公平性・適正性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県間通信用設備の接続料・接続条件については、以下の観点から、透明性・公平性・適正性は確保されていると考えています。 <ul style="list-style-type: none"> - 県間通信用設備の接続料・接続条件については、非指定設備約款に規定・公表し、同等に適用しているため、透明性及び公平性は確保しています。 - 接続料の適正性については、接続事業者に理解をいただいていた認識です。県間接続料の協議についても、現に自ら県間通信用設備を保有するソフトバ

該当箇所	当社意見
<p>研究会において注視を継続するとともに、事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要がある。</p> <p>また、県間接続料の意義に鑑みて、この関係の今後の事業者間協議については、いずれか一方の当事者が求める場合は、総務省において、双方の意見を聴きつつ、よくそのフォローをしていく必要がある。さらに、当事者においては、申立て等により接続命令等の紛争処理手続きを活用することも可能であり、こういった手続きが活用される場合には、総務省において適切に対応する必要がある。</p>	<p>ンク殿が検証した上で、県間接続料の適正性に納得いただき、合意に至ったものと考えています。また、県間接続料の見直しについても、協議において合意に向けて努力を続けていく考えです。</p>

第2章 NGNのインターネット接続の接続料 1. 参入可能性の確保と費用負担の適正化(IPoE接続)

該当箇所	当社意見
<p>(2)考え方</p> <p>ア 直接接続事業者の上限</p> <p>本研究会における検討を背景として、指定設備約款上は、16 を超える接続請求が行われた場合でも、直ちに拒否されることはなくなり、まずはNTT東日本・西日本により検討が行われ、その結果が書面により回答される手続となった。しかしながら、NTT東日本・西日本からは、16 の上限は收容ルータの仕様上の制約であり、これを拡大するためには收容ルータの更改が必要となる旨の見解が示されているところ、指定設備約款上の手続に従った協議においても、現状では、そうした見解が示される状況が変わる可能性が少ないと考えられる。</p> <p>そのため、NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。</p> <p>イ 接続用ポートの小容量化</p> <p>技術的には可能とされる小容量化について今後必要と考えられるのは、どのようなコストが生じ、またそれをどのように負担するかという点に関する具体的考え方を明らかにした上での、ニーズを踏まえた具体的検討である。</p> <p>そのため、NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体等と協議を行いつつ、小容量化を実現する場合の金額・条件等の具体化に向けた検討が進められるべきであり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。</p>	<p>【ア 直接接続事業者の上限】</p> <p>✓ 接続可能事業者数に関する制約を拡大するためには收容ルータの更改が必要となり、改善することは困難な状況に変わりはない。</p> <p>✓ 16 者まで十分な参入余地があるため、現時点では直接接続が阻害されるような状況には至っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続可能事業者数に関する制約は当社收容ルータの性能上限に起因する制約であり、これを拡大するためには收容ルータの更改が必要となり、收容ルータの更改には多大な費用が必要となることから、改善することは困難な状況には変わりはありません。 ・ しかしながら、現在、IPoE接続を行っている 6 事業者と、今年度に接続開始予定の 2 事業者以外には、現時点(2018 年 8 月末時点)で新たな事前調査申込をいただいております、上限である 16 者まで十分な参入余地があるため、現時点では直接接続が阻害されるような状況には至っていないものと考えます。 ・ なお、装置の保守限界等に伴い、收容ルータの更改等を行う場合には、今後の制限緩和が求められている状況にあることに鑑み、その制限を緩和する際には、事前に情報開示する考えです。 <p>【イ 接続用ポートの小容量化】</p> <p>✓ 関門系ルータ(ゲートウェイルータ)の接続用ポートの一部を使うことで、技術的には実現可能な見込み。</p> <p>✓ 現時点において小容量化した料金メニューの利用要望をいただけていないが、今後、要望をいただければ、その実現に向けて協議を行っていく考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPoE接続のための関門系ルータ(ゲートウェイルータ)の接続用ポートの小容量化については、「既存ゲートウェイルータのポートを変更(100G 用のスロットを 1G 用に用途変更)する案」や「既存ゲートウェイルータに小容量専用装置を接続(100G ポートに小容量専用の装置を接続)する案」であれば、ポートの一部を使うことで、技術的には実現可能な見込みであり、それについては、本研究会(第 8

該当箇所	当社意見
<p>ウ POIの増設</p> <p>直接接続のためのPOIの設置場所の増設は、既存接続事業者にとっての効率性向上だけでなく、地域における新規参入可能性の向上の観点からも重要な取組である。NTT東日本・西日本においては、引き続き、さらなる増設やPOIの利用条件の緩和等について、接続事業者・関係団体等からの要望も踏まえつつ、検討が行われるべきである。</p>	<p>回)でも述べさせていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書案への意見募集において、接続事業者からゲートウェイルータの接続用ポートに係る小容量化した料金メニューの要望があったことを踏まえ、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿に対応を相談したところ、小容量化した料金メニューの説明の前段で、まずはIPoE接続に係る理解を深めるために会員企業への説明会を開催してほしいとのご要望をいただいたことから、2017年10月に会員企業への説明会を開催しました。その後、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿より、守秘義務契約を締結していない事業者に対しても、同様に説明をしてほしいとのご要望をいただいたことから、2018年3月にも説明会を開催しました。 その後、現時点において小容量化した料金メニューの利用要望をいただいておりますが、今後、要望をいただければ、その実現に向けて協議を行っていく考えです。 <p>【ウ POIの増設】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 増設することとしたPOIについては、順次拡大をしている状況。 ✓ 更なるPOI増設の要望をいただいた場合には、当該事業者と協議を行っていく考え。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 既存接続事業者との協議の結果、2018年度中に、現在提供している全国POI(NTT西日本エリア全域をカバーするPOI)に加え、5箇所のPOIを順次増設し、当該POIにおいて、ブロックPOI(各ブロックに所属する府県をカバーするPOI)と単県POI(POI設置府県をカバーするPOI)を合わせて利用可能とする予定です。さらに、2019年4月以降、現在提供している全国POIと大阪府、愛知県、福岡県の単県POIを同時に利用可能とする予定です。 今後、更なるPOI増設の要望をいただいた場合には、当該事業者と協議を行っていく考えです。

該当箇所	当社意見
<p data-bbox="181 209 568 236">エ 関門系ルータの費用負担等</p> <p data-bbox="163 256 1003 624">IPoE方式の関門系ルータの機能について、網使用料化すると、仮に本件関門系ルータ機能の利用を中止する接続事業者が現れた場合は、その事業者(利用中止事業者)が利用していた分に相当する費用の負担が他の接続事業者の負担となる可能性が生じるが、これは、本件関門系ルータ機能の利用が始まったときの前提からの変更となる。そのため、これに配慮して、当面の間は、現状どおり当該費用を利用中止事業者の負担とする方策の是非について検討の余地がある(なお、接続料制度においてそうした対応が可能となるよう措置することが適当と結論づけたところであり、それを受けた制度上の措置が(1)エのとおり講じられている。)</p> <p data-bbox="163 644 1003 900">また、一般に、今後もやむを得ず網改造料等の形式で設定する金額・接続条件が存在する場合には、その内容について、総務省の第一次要請や関係団体等の要望も踏まえつつ、実績値の例を示すなどの透明化の措置が引き続き講じられるべきであり、また要望に応じて協議が行われることが適当である。なお、トラヒック増の対応等のため、引き続き接続事業者の要望に応じたポート等の増設を可能とする前提は維持することが適当である。</p>	<p data-bbox="1048 209 1458 236">【エ 関門系ルータの費用負担等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1032 256 2056 400">✓ 関門系ルータの費用負担における利用中止費については、事業者の要望に応じて設置した設備コストを当該事業者適切に負担いただく観点や短期利用による費用負担の不公平を防止する観点から、利用を中止する当該事業者の利用中止に係る費用(残価等)を負担いただくことが適当。 <li data-bbox="1032 421 2056 528">✓ 網改造料の透明化に向けた取組みについては、月額料金及び接続約款において料金額を実費と規定している工事費・手続費の目安額を当社の接続事業者向けホームページにおいて開示済み。 <p data-bbox="1032 549 1406 576"><利用中止費の方策の是非></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1032 596 2056 772">・ IPoE方式の関門系ルータについては、引き続き、接続事業者の個別の要望に応じ、自由にポート等の増設を可能とする考えです。その際には、当社が以前より主張しているとおり、要望事業者が増設に要する費用の全額を負担することが必要と考えており、IPoE方式の関門系ルータの費用は、本来、網改造料として取り扱うことが適当と考えています。 <li data-bbox="1032 793 2056 936">・ そのため、関門系ルータの費用負担における利用中止費については、事業者の要望に応じて設置した設備コストを当該事業者適切に負担させる観点や短期利用による費用負担の不公平を防止する観点から、利用を中止する当該事業者の利用中止に係る費用(残価等)を負担いただくことが適当と考えます。 <p data-bbox="1032 1005 1541 1032"><網改造料の透明化に向けた取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1032 1053 2056 1347">・ 網改造料の透明化に向けた取組みについては、新規参入を検討する事業者の予見性を高められるよう、網改造料の月額料金(直近の実績に基づき利用事業者数等で按分した後の概算額)及び接続約款において料金額を実費と規定している工事費・手続費のうち、他の接続事業者によって既にご利用いただいているものについて、その目安額を、当社の接続事業者向けホームページ(守秘義務契約を締結した電気通信事業者が閲覧可能)において開示しています。ホームページへの開示以降、現に新規参入を検討している事業者から問い合わせをいただいております。詳細な接続条件を説明する等、丁寧に対応を行っています。

第2章 NGNのインターネット接続の接続料 2. 関門系ルータの増強の円滑化(PPPoE接続)

該当箇所	当社意見
<p>(2)考え方</p> <p>ア トラヒック需要に応じた設備の増強</p> <p>円滑なサービス提供に必要な設備の増強は、合理的に対応されるべきであり、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し改善していくことが適当であり、総務省においては、これについて継続的にフォローアップを行うことが適当である。また、こういった当事者間の十分な意思疎通の中で円滑に増設がなされることが望ましいが、仮に合理的な理由によらず、トラヒック需要に応じた円滑な設備増強が実現しない場合には、当事者の申立て等による接続命令のスキーム等を用いる紛争処理の手続もあるので、こういった手続が活用される場合には、総務省で適切に対応する必要がある。さらに、今後の継続的フォローアップに当たっては、実際の通信量の状況等について客観的なデータに基づく検証を行う必要があり、その具体的な方法について検討を開始する必要がある。</p> <p>いずれにせよ、円滑なサービス提供を確保するため、各電気通信事業者は、トラヒック需要の増加など利用者ニーズの状況に応じた設備増強に努めていくべきであり、サービス提供条件もそれに応じて見直しを進めていく必要がある。</p>	<p>【ア トラヒック需要に応じた設備の増強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当社は昨今のインターネットトラヒックの状況を踏まえ、増設基準セッション数の引き下げ等を実施したところ。 ✓ 今後も、ISP事業者毎のインターネットトラヒックの状況や増設申込状況等の個別状況を確認の上、更なる見直しの必要性について検討していく考え。 ✓ 客観的なデータに基づく検証に際しては、市場マクロの通信量の状況等のみならず、ISP事業者の個別状況を確認し、課題を解決することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、PPPoE方式に関する網終端装置のメニューについて、2017年12月に増設基準を設定せず、「接続事業者の要望により自由に増設が可能となる網終端装置メニュー(以下、D型)」に関する指定設備約款変更の認可申請を行いました。また、従来提供している網終端装置のメニュー(増設基準を設定しているもの)についても、2018年6月より基準セッション数の見直しを行いました。 ・ 増設基準の見直し内容については、2018年6月15日に事業者向け説明会を実施した上で、現在、当社と直接接続している全ISP事業者個別に説明を進めているところであり、ISP事業者からは、一定の評価をいただいていると認識しており、実際にお申込みいただいています。 ・ 今後も、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者毎のインターネットトラヒックの状況や、増設基準の見直しに伴うISP事業者からの増設申込状況等の個別状況について、継続して当社と接続するISP事業者と協議の上、確認を行い、そのご意見を参考にして、更なる見直しの必要性について検討していく考えです。 ・ 通信量の状況等についての客観的なデータに関して、当社としても可能なものは提供を行っていく考えですが、ISP事業者毎のサービスポリシーによってその評価も異なるため、市場マクロの通信量の分析もさることながら、ISP事業者の個別状況に応じた課題を解決することが重要と認識しております。

該当箇所	当社意見
<p data-bbox="181 209 636 236">イ 利用者への説明等の適切性確保</p> <p data-bbox="163 256 1003 587">JAIPAからは、利用者に速度等品質の低下を説明する際に一方的に接続事業者側に原因があるかのような説明は避けるべき旨の意見もあった。これについては、NTT東日本・西日本及び接続事業者の双方において、電気通信事業法(昭和59年411年法律第86号)第27条(苦情等処理義務)等の規定も踏まえつつ、利用者等からの問合せへの対応について、各々の説明で互いに齟齬を来すことがないように、協調していく必要があり、その具体的な対応の在り方については、NTT東日本・西日本とJAIPA等との間で協議されることが適当である。</p>	<p data-bbox="1048 209 1525 236">【イ 利用者への説明等の適切性確保】</p> <div data-bbox="1025 252 2056 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1025 256 2056 325">✓ 当社はこれまでも、お客様対応部門に対し、対応フローやスクリプトの周知・説明を行ってきた。</p> <p data-bbox="1025 341 1939 373">✓ 今後も、課題等があれば、引き続き、改善に向けて取り組んでいく考え。</p> </div> <ul data-bbox="1025 395 2056 810" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1025 395 2056 501">・ 当社はこれまでも、お客様対応部門に対し、お客様からのインターネットがつながりにくい等の申告発生時の対応フローやスクリプトの周知・説明を行ってまいりました。今後も課題等があれば、改善に向け取り組んでいく考えです。 <li data-bbox="1025 517 2056 810">・ なお、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿からお客様に対する不適切な対応事例があるのではないかとのご意見があったことから、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿と協議を行い、当社の故障受付部門にて、お客様に対し不適切な対応があった場合は、その事例を当社のISP事業者専用窓口に共有いただく取組みを期間限定で集中的に実施しましたが、期間中(2018年1月22日～2月28日)、ISP事業者から不適切な事象の共有はありませんでした。また、その後も不適切な事象の共有はいただいておりませんが、課題等があれば、改善に向けて取り組んでいく考えです。

第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法 1. 加入光ファイバの耐用年数

該当箇所	当社意見
<p>(3) 考え方</p> <p>NTT東日本・西日本から提供された平成27年度(2015)末及び平成28年度(2016)末のデータに基づく推計結果等によると、「7つの関数」の中には決定係数が相対的に低い推計結果となっているものもあり、現行の経済的耐用年数が「7つの関数」の関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から「直ちに耐用年数の見直しが必要な状況に至っていない」とのNTT東日本・西日本の主張(第一次報告書第5章参照)は説得力が十分でないと言わざるを得ない。そのため、NTT東日本・西日本において、できる限り早く、上記(2)で表明されている検証作業を行うことが必要であり、本研究会でも、平成30年度(2018)の半ば頃までの早い時期にNTT側から当該検証作業の状況について聴取し検討することとする。</p> <p>また、ソフトバンクの意見に関しては、既に第一次報告書でも触れたように、現行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、NTT東日本・西日本は、経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要があると考えられた。特にこの見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、平成30年内又は平成31年早期には結論を出していくことが適当と考えられるものであり、またそうしなければ、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使われているかについて疑念が生じることになりかねない。</p> <p>この点、NTT東日本・西日本からは、第10回会合の場で、前回耐用年数の見直しを実施した平成20年度より10年近くが経過し撤去法による耐用年数の推計結果において変化が見られたこと、FTTHサービスを巡る環境もこの間に変化があると考えられることを挙げ、耐用年数の検証と見直しの検討を平成30年度から集中的に行う旨が述べられたところであり、その後の構成員からの質問に対しては、平成29年度(2017)末時点のデータの検証作業の進捗状況については、平成30年9月～10月頃に報告できるよう、準備を進めていく考えとの回答もあったところである。</p>	<p>✓ 耐用年数の見直しは接続料の低廉化を目的として実施するものではない。</p> <p>✓ 耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究会(第4回、第10回)において、当社より表明しておりますが、耐用年数の見直しは財務会計の適正化の観点から行うものであり、接続料の低廉化を目的として実施するものではないことを留意いただきたいと思います。 ・ また、耐用年数の検証を行う際の検討手順は、本研究会(第12回)において提示しておりますが、一般的に固定資産データを用いた推計は、用いる関数によって結果に幅が生じるものであり、使用実態を表す一例に過ぎないことから、その結果だけをもって現行の経済的耐用年数の見直しを判断することはできないため、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含めて総合的に検討し、その結果、耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していく考えです。

該当箇所	当社意見
<p>本研究会では、こうした問題意識の上に立ち、このNTT東日本・西日本の取組について、十全かつ早期の実施を促し、そのためのフォローアップを行っていくこととする。</p>	

第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法 2. レートベースの厳正な把握

該当箇所	当社意見
<p>(3) 考え方</p> <p>上記意見を踏まえつつ、能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、またレートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切と考えられるところ、そのため、こうした観点から、本研究会及び総務省においても、NTT東日本・西日本からデータの開示及び説明を受けるなどして、状況を継続的に注視していく必要があると考えられる。そのため、まずは、実情把握を開始することとし、加入光ファイバの稼働率の現状等についてより詳細な調査を行うことが適当である。</p> <p>なお、関連して、情報通信審議会「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成27年9月14日)では、次のとおり考え方が示されているところ、当該答申に沿えば、平成31年度が加入光ファイバに係る接続制度に関する見直しの検討時期に当たるので、そうした見直しの中でも本課題を取り上げていく必要があると考えられる。</p>	<p>✓ 未利用芯線は当社や接続事業者が、効率的な事業運営や円滑なサービス提供を行っていくためにあらかじめ用意しているものであり、必要不可欠な設備であることから、その一部をレートベースから除外することは、採り得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料原価に含まれる報酬額は、設備を構築する上で必要な資金を調達するための資本コストであり、設備を維持・運営するために必要不可欠なものです。 ・ したがって、利用／未利用といった現時点の実態だけに着目し、その一部をレートベースから除外することは、設備構築事業者の投資・事業展開のインセンティブを損なうおそれがあることから、採り得ないものと考えます。 ・ 当社は光ファイバ設備の構築にあたり、短期的な需要だけでなく、将来の需要拡大も見込んだ上で、全体として低廉なコストとなるよう効率的・合理的に設備投資を実施しており、未利用芯線は故障発生時には不良となった芯線を新しい芯線に切り替えて即応する必要があること、新たな芯線の需要の発生の都度、繰り返し新たにケーブルを敷設することは不経済であること等の理由から、当社や接続事業者が、効率的な事業運営や円滑なサービス提供を行っていくためにあらかじめ用意しているものであり、必要不可欠な設備です。 ・ なお、加入者光ファイバ接続料のコストの大半は当社利用部門が負担しており、当社としても効率化の効果は業績に直接反映されることから、投資抑制も含めたコスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっています。

第4章 「網機能提供計画」制度の見直し

該当箇所	当社意見
<p>(2) 考え方</p> <p>しかしながら、本報告書第2章(NGNのインターネット接続の接続料)の内容を踏まえると、IPoE方式の関門系ルータに直接接続することができる事業者がごく少数に限定されるなど、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合もあったと考えられるところである。</p> <p>また、情報通信審議会「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)では、「IP-IP接続への円滑な移行に向けて、今後、ルータ、SIPサーバ等の設備に様々な改造等が加えられることが想定されるが、この場合、他の事業者においても仕様の変更、新たな機能を使用することの検討及び接続のために必要な機器の開発を行ったりする必要があり、接続約款(指定設備約款)が定まってからこの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当でない。」との考え方も示されたところである。</p> <p>したがって、他事業者との円滑な接続に十分な配慮が行われることを法的に担保する観点から、今後はルータ等の網機能に係る情報提供を情報開示告示ではなく網機能提供計画の制度に基づき行うことにより、指定設備約款変更の申請とは別途、機能の追加又は変更の計画の段階で、他事業者からの意見を受け付けるとともに、総務省が必要に応じ計画内容について勧告を行う手段を確保することが必要と考えられる。</p> <p>ただし、その際、「ルータ、SIPサーバ等の設備の機能のうち、どのような機能の変更又は追加に関する計画を対象にするか、また、総務大臣への届出の期限をどのように設定するかについては、総務省において十分に制度の柔軟性についても配慮して検討することが適当である。」(「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申」の意見募集で提出された意見に対する情報通信審議会の考え方5-18(平成29年3月28日))との考え方も踏まえ、公表のために「官報掲載」を必須とし、また届出期限を工事開始の原則「200日前」とする</p>	<p>✓ 本制度の見直しに関する当社の意見は、本研究会(第13回)において当社よりお示した内容のとおりであり、構成員及びオブザーバーのご意見の内容を十分に考慮し、省令等の立案を検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度の見直しに関する当社の意見は、本研究会(第13回)において当社よりお示した内容のとおりであり、当社としては、これを踏まえご議論いただいた下記の構成員及びオブザーバーのご意見の内容を十分に考慮し、省令等の立案を検討していただきたいと考えます。 <p>＜構成員及びオブザーバーのご意見の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 非標準的な使い方があった場合には意見募集等々のプロセスを経る必要があるが、反対に、単にワンランク上のルータに更改するようときまで、200日前の意見募集等を行う必要までではない。 全てのものを今まで通り規制の対象とするわけではなく、できるだけタイムリーに新サービスを提供できるようにすることや、接続してサービスを提供する意図がないような要望にまで対応する負担をかけないようにすること等にも配慮して、何を公正競争上の規制のターゲットとするか、議論を進めるべき。 NGNの全てについて対象とすると負担が大きいと考える。 悪意があって妨害することを目的とする場合や、そこまで知識が無いために次々と意見を出してしまう場合も無いとは言えないので、そのような場合の考え方については整理しておくべきではないか。 PSTNマイグレーションに関し事前に事業者間合意が達成されており合理的にみて届出不要であるものは対象外としても構わないのではないかと考える。 <p>＜本制度の見直しに関する当社の意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ルータ等は接続を前提として開発された装置であり、円滑な接続に支障を及ぼすような問題はこれまで特段発生していません。ルータ等を事前の届出対象とした場合、当社の新たな網機能の開発期間が長期化することとなり、通信業界全体のイノベーションの遅れ、ひいては国民の不利益にもつながることから、工事(開

該当箇所	当社意見
<p>などの同制度の運用ルール(電気通信事業法施行規則第24条～第24条の4等)については、インターネットの普及及び開発ペースの速いルータ等によるネットワーク構築という実態に合わせて、合理化等の余地がないか検討の必要があると考えられる。</p> <p>具体的な対象範囲や運用方法については、事務局から叩き台の提案があり、それについてオブザーバーである事業者からの意見をj得て議論を行ったところ、今後、総務省において、その内容を十分参考にしつつ、具体的な省令等の立案作業を進めることが適当である(これまでの議論内容は附録のとおり。第13回会合(平成30年6月29日)の結果も踏まえて更新予定。)</p> <p>なお、関連して、今後のネットワーク構築等については、NGNのインターネット接続の接続料に関する検討の中で、2020年東京オリンピックも見据え、急増するインターネットトラフィックへの対応等の観点から、地方でのICT利活用等も考慮に入れたネットワークの構築の在り方等を関係者で幅広く議論すべき旨の意見や、NTT東日本・西日本から今後のネットワークの在り方が早期に示されるべきとの意見等があった。これについて、広範な議論が早期に行われることを期待するとともに、接続料・接続条件を巡る議論においても、こうした課題の解決に寄与することを考慮していくことが適当と考えられる。</p> <p>附録「網機能提供計画」制度の見直しに係る議論内容</p> <p>2. 構成員からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非標準的な使い方があった場合には意見募集等々のプロセスを経る必要があるが、反対に、単にワンランク上のルータに更改するようなときまで、200日前の意見募集等を行う必要まではない。 ・ 全てのものを今まで通り規制の対象とするわけではなく、できるだけタイムリーに新サービスを提供できるようにすることや、接続してサービスを提供する意図がないような要望にまで対応する負担をかけないようにすること等にも配慮して、何を公正競争上の 	<p>発)着手に影響を与えない手続きとしていただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、当社としては、構成員やオブザーバーからのご意見を踏まえ、以下3点については、届出の対象外としていただきたいと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 接続要望事業者を実質的に制約せず、既製品で接続可能な方法があると思込まれ、かつ当該機能を利用するための既存の接続条件が著しく不利益な変更とならない機能 ② 既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能 ③ 事業者間で事前に刷り合わせを行うもの ・ 仮に、工事着手前に他事業者からの意見受付を行う場合には、その届出期間は指定設備約款の変更に係る意見募集期間(30日)と同様の期間で十分と考えており、届出期間は最短としていただきたいと考えております。 ・ 加えて、制度による意見募集の結果、他事業者から意見があった際、当社が追加的な開発等を行う場合は、当該事業者に適切なコスト負担をしていただいた上で、可能な限り、その意見における要望内容にお応えしていく考えであり、そうした費用負担を担保するための措置も必要と考えます。 ・ また、構成員のご意見にもあったとおり、追加的な開発等を行ったものの、結果的に利用する事業者がない等のリスクを回避するために、利用を前提とした意見提出を担保する措置や新たな網機能の迅速な提供を妨害することを目的とした意見提出を防止するための仕組みも必要と考えます。

該当箇所	当社意見
<p>規制のターゲットとするか、議論を進めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NGNの全てについて対象とすると負担が大きいと考える。 ・ 悪意があって妨害することを目的とする場合や、そこまで知識が無いために次々と意見を出してしまう場合も無いとは言えないので、そのような場合の考え方については整理しておくべきではないか。 <p>3. オブザーバーからの意見の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PSTNマイグレーションに関し事前に事業者間合意が達成されており合理的にみて届出不要であるものは対象外としても構わないのではないか。 	

第5章 継続検討事項

該当箇所	当社意見
<p>2. フォローアップ事項</p> <p>本研究会では、これまで接続制度を巡る多岐にわたる課題を取り上げ、検討を行い、又はフォローアップを実施してきた。その結果、わずか1年強の間に、改正省令等の制度の整備が行われ、第二次要請など総務省における一連の行政上の措置が講じられて指定設備約款の変更等において反映され、かつ、指定設備約款の規制の対象外である県間接続料さえも事業者間合意及び低廉化が実現するなど、NGN等における円滑な接続の確保に向けた環境の整備が大幅に進捗したと考えられる。このような成果を上げることができたのは、本研究会において、事業者及び事業者団体から意見を開陳する公の場が設定され、それら意見について異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施してきたからであると考えられる。</p> <p>行政におけるこのようなオープンで継続的な検討過程は、本研究会が取り上げてきた課題への継続的な取組を確保し、また新たな課題が生じたときの迅速な対応を可能とするという観点から、今後も実施されるべきものであると考えられ、本研究会もそのために引き続き活用されることが期待される。</p> <p>本研究会としては、現段階において、少なくとも次の事項について、本年8月以降のフォローアップが必要であると考ええる。</p> <p>(1)NGNの県間通信用設備の扱い(第1章)</p> <p>(2)NGNのコストドライバ</p> <p>(3)NGNのインターネット接続の接続料(第2章)</p> <p>(4)加入光ファイバの耐用年数(第3章1.)</p> <p>(5)レートベースの厳正な把握(第3章2.)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、本研究会での議論に関わらず、今まで円滑な接続が可能となるよう取組みを行ってきたところです。 ・ 電気通信事業の発展や利用者利便の向上に資するものについて、本研究会のようなオープンな検討が必要な課題が生じた際には、当社としても引き続き協力していく考えですが、基本的には事業者間の協議等に委ねていただき、当事者間での課題解決を図ることが望ましいと考えます。

意見書

平成30年8月31日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課御中

151-0053

とうきょうと しよやく
東京都渋谷区代々木1-36-1オダカビル6F
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 会田 容弘

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に対する意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

項目	報告書案	意見
(2) 主な意見	<p>こういった中で、NTT東日本・西日本から、県間接続料の適正性・公平性・透明性を確保する取組について、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 透明性及び公平性については、ISP12事業者等との接続で利用する「IP通信網県間区間伝送機能」及び「IP通信網県間区間回線管理機能」の接続料を、自主的に非指定設備約款に規定し、公表することによって、どの事業者においても同等の条件で接続することができることを定めることで、確保している。</p> <p>(イ) 適正性については、非指定設備約款を公表することで接続事業者（新たな接続を開始する場合を含む。）が県間設備の料金・提供条件の内容や設定方法等について問合せ・確認・要望を行うことが可能となっているところ、そうした問合せ等に対して、可能な限り、具体的な説明を行うことで、県間接続料が適正なものであることを理解していただくよう努めているところ。</p> <p>(中略)</p> <p>KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）からは、コストにかかわらず高額な県間接続料が設定された場合にはNGNを利用できなくなる事態が生じ得るものであり、現状の規律ではNGNとの円滑な接続を確保することが困難であるため、県間接続料も指定設備約款の記載事項として、事前の規律の対象とすべき（ルール化）との意見が表明された。</p>	<p>NTT東西殿が主張している透明性確保については十分でありません。後述するとおりNGNの県間ネットワークが、地理的条件が異なるにもかかわらず東西とも同額であること、さらにそのコストの根拠が全く公表されておらず検証可能性がないことから透明性は確保されていません。</p> <p>KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）に意見に賛同します。</p>

<p>第1章NGNの県間通信用設備の扱い</p> <p>(1) 第一次報告書以降の経過ア県間通信用設備についての検討課題</p> <p>(3) 考え方</p> <p>P6</p>	<p>以上から、現状では、県間接続料の扱いについては、次のとおり総括することが適当と考えられる。</p> <p>第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に経由し一体的な利用が行われる場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性及び適正性の確保が特に重要であると考えられる。透明性及び接続事業者間の公平性については、NTT東日本・西日本では、非指定設備約款に規定してこれを公表し、接続事業者に同等に適用することとしており、これが実行されるのであれば、確保されることとなると認められる。他方で、適正性及びNTT東日本・西日本と接続事業者の間の公平性については、次のとおりと考えられる。第一に、NTT東日本・西日本とソフトバンクとの間の協議においては、原価は県間接続料の単金として提示したものに需要を乗じた額と一致するという旨が説明されており、また、その原価を推計するためのデータの提供がなされるといった対応が認められるところ、その限りでは、適正性を確保しようという方向性の中で協議が行われたことは確認できる。第二に、NTT東日本・西日本の意見((2)(イ))によると、県間接続料を記載した非指定設備約款を公表して、問合せ対応等に対して可能な限り具体的な説明を行うことで適正性を確保していくとのことだが、適正性及び公平性は一方の側が一方的にその考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではない。また、NTT東日本・西日本とソフトバンクの間の協議の合意後においても、当事者の意見を踏まえると、県間接続料の適正性について十分に</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>当協会は、これまでどおりNGNの県間通信用設備について第一種指定通信設備に指定するべきであると考えます。理由は以下の通りです。</p> <p>1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)はこれまで「県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネススペースで自由に調達を行っていること、現に当社も少なからず県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、NGNの県間伝送路に不可欠性がないことは明らか」として指定設備化されるべきでない理由を述べていますが、一構成設備に対して他からの調達可能性のみをもって指定設備でないとするのは適切ではありません。NGNが指定設備であるのはボトルネックと一体として設置される設備であることが根拠であることから、指定設備となるべきか否かは、そのネットワークを構成する設備ひとつひとつの代替的調達の可能性で判断されるものではなく、指定設備と一体的設置されているか否か(設備利用の不可避性)で判断されるべきです。仮にNGNを構成する物品の代替的調達の可能性をもって指定設備の判断を行うのであれば、NGNを構成するルータやサーバなど多くの汎用物品が指定設備から外れることになることから、そうした考え方が適切ではありません。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>納得が得られているとも見えず、県間接続料を毎年見直すかについても、事業者間の合意が得られた状態ではない。そのため、今後、県間接続料の算定方法について総務省及び本研究会において注視を継続するとともに、事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要がある。また、県間接続料の意義に鑑みて、この関係の今後の事業者間協議については、いずれか一方の当事者が求める場合は、総務省において、双方の意見を聴きつつ、よくそのフォローをしていく必要がある。さらに、当事者においては、申立て等により接続命令等の紛争処理手続を活用することも可能であり、こういった手続が活用される場合には、総務省において適切に対応する必要がある。</p>	<p>ん。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. IPoE や電話網が地域 POI で存在し得たとしても、その POI は東西全エリアをカバーしなければならない(エリアごとに POI を設置することが不可能である)こと、これによって接続事業者が NGN の県間伝送路の利用を回避することは不可能であるなどの点で、すでに県間ネットワークが NGN 県内通信網と一体となり、分離不可能であることが明らかです。そのため県間ネットワークについても一体的に第一種指定設備とし、コストを含む適正化や公平性の担保を行うべきです。 3. NTT 東西殿に県間伝送路料金を下げるインセンティブが働かない中で、指定設備である NGN に結合された分離不可能な設備を非指定設備とすると、NGN について指定設備の制度全体が実質的に機能しなくなる恐れがあります。 4. 仮に、このような考え方を認めると NGN などの指定設備の開放の抑止のために、指定設備に非指定設備を含ませて、且つその非指定設備にネットワーク機能としての不可欠性をもたせることで、実質的な指定設備制度の形骸化を行うことが可能となり、接続促進の観点で今後大きな障害となります。 5. 実際に、東西で都道府県の数や地理的条件が大きく異なるにもかかわらず県間伝送路料金は同額であり、且つ技術革新による価格の低廉化等が行われてこなかったことから、正しい原価を反映したものでなく、上記の通り NTT 東西殿には価格低廉化
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>のインセンティブが働かず、現時点で既に接続の支障となっています。</p> <p>総務省の研究会においては、透明性や公平性、公正性が確保された議論が行われる必要が常にありますが、NTT 東西殿が研究会に提出される資料ではこれらを行うに必要十分な情報提供がされていない実態があり研究会での質疑を通じて口頭で初めて補足説明がなされるといった事もあります。</p> <p>他会合*1 において技術者向けに大変わかりやすく作成された資料を用いて議論されておりました。今後、総務省の研究会においてもこのように優れた資料を用いて NTT 東西殿技術部門から積極的にご説明頂き、透明性や公平性、公正性が確保された議論が行われるよう強く要望致します。</p> <p>併せて、NTT 東西殿から第三者による検証が可能となる技術的根拠を提示・説明いただくよう総務省殿に要請します。</p> <p>*1 「NGN IPoE 方式のインターネット接続とか」 東日本電信電話株式会社資料, JANOG42, 2018 年 7 月他 https://www.janog.gr.jp/meeting/janog42/program/ipoe</p> <p>NTT 東西殿は度々「事業者の同意をもって」実施したと状況説明を行うものの、NTT 東西殿の相互接続部門との実際の協議は「合意をもって」とは程遠く、NTT 東西殿と接続事業者の交渉力の差を用い、NTT</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>東西殿決定事項を説明しているような状況です。この観点からも、NTT 東西殿が主張する「問合せ対応等に対して可能な限り具体的な説明を行うことで適正性を確保していく」ということでは説明を行っているだけで、適正性や公平性が担保されるものではないと考えます。総務省や研究会においても、交渉力差の存在を前提とした制度の議論を行っていただくようにお願いします。</p>
<p>第2章NGNのインターネット接続の接続料</p> <p>1. 参入可能性の確保と費用負担の適正化（IPoE接続）</p> <p>（1）第一次報告書以降の経過及び主な意見</p> <p>ア 直接接続事業者の上限</p>	<p>16 者の上限は、従前、接続約款に明記され、それを超える接続請求は16 を超過することをもって役務提供に支障が生じるとしてNTT東日本・西日本が拒否できる規定となっていた。これについて本研究会では、①役務提供の支障の有無について個別の判断の余地を機械的に排除しており、ISP接続自体が円滑に進まない原因となり得ること、②IPoE方式がNGNのISP接続の重要な手段となりつつあることに鑑みると、現状において不相当であること、③そのためこれを撤廃し、17 者目以降の接続請求があった場合には、一般的な約款規定に基づき協議が行われることとすることが適当であること、及び④その旨総務省からNTT東日本・西日本に求めることが適当であることを結論付けた（「NGNのISP接続（PPPoEとIPoE）に関する当面の方向性」（平成30年2月公表））。総務省からは、この考え方に沿う形で第二次要請によりNTT東日本・西日本に③の旨の要請が行われ、その結果、平成30年度指定設備約款変更において関係規定が改められたところである。なお、直接接続の代替策となり得るVNE事業者を介したIPoE方式の間接的な利用についても、「N</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>当協会は接続者数制限について従前よりその検証可能性の担保の必要性を主張すると共に、NTT 東西殿やその数を主張する NGN IPoE 協議会殿に対して根拠となる情報を開示すべきと指摘しておりますが未だに開示されておられません。現状では公開された客観的な技術資料に基づいた判断がされておらず、この状況で接続者数を制限することは将来の接続の円滑化の阻害要因となるだけでなく、情報の非対称性による接続拒否理由となり得ることから適切ではありません。また、現状 VNE 事業者にも新規参入に対するインセンティブがないことはこれまでの議論で明らかであることから、今回の措置は妥当です。</p> <p>また、IPoE 接続者数の制限によって、現在公正競争上大きな課題となっていることを認識した上で、今後同様の問題が再発することがないように、今後 NTT 東西が新たに構築するボトルネック設備に接続される大規模ネットワークにおいては（1）当協会等の接続事業者団体と協議し、その技術要件について事前合意を必要とすること、</p>

	<p>GNのISP接続（PPPoEとIPoE）に関する当面の方向性」の考え方に沿う形で第二次要請によりNTT東日本・西日本に要請が行われた結果、平成30年度指定設備約款変更において、VNE事業者が不当な差別的取扱いを行いそれを総務大臣が認めた場合にNTT東日本・西日本がVNE事業者に対し接続停止を行う旨の規定が削除されるとともに、他事業者がVNE事業者に卸電気通信役務の提供又は接続を求める場合における情報開示及び回答が円滑に行われるための手続をVNE事業者が整備・公表しなければならない旨の規定が設けられた。</p>	<p>(2)NTT東西殿と接続事業者団体の合意に基づく要件の着実な履行を総務省殿が確認すること、などの指定設備のプロセスについても改善が必要です。</p>
<p>第2章NGNのインターネット接続の接続料 1. 参入可能性の確保と費用負担の適正化（IPoE接続） (1) 第一次報告書以降の</p>	<p>IPoE方式のゲートウェイルータにおいて10Gbps及び100Gbpsの単位の接続用ポートが用意され小容量のポートがないことが、小規模事業者等によるIPoE方式（直接接続）への参入を困難とする一因となっている旨の指摘については、NTT東日本・西日本において、第一次要請に基づき、接続用ポートの小容量化のための方策の検討が行われたところである。具体的には、①既存の一部のスロットの各ポート（各100Gbps）の容量を各々1Gbps等に変更する案及び②既存の一部のスロットの一部のポート（100Gbps）に小容量対応のための接続装置を接続する案の2案を検討したところ、①には全体の利用効率が低下するという課題、②には接続装置の開発のため追加費用を要するという課題がある旨の説明があった。加えて、NTT東日本・西日</p>	<p>報告書案に賛同します。 POIの小容量化にあたっては、独立した地域POI実現およびゲートウェイルータ機能の網使用料化推進による低廉化等が必要です。総務省においてはNTT東西殿と接続事業者交渉力の差によって接続交渉が整わないケースが多いことを念頭におき、適切な手当を行っていただくことを望みます。</p>

<p>経過及び主な意見 イ 接続用ポートの小容量化</p>	<p>本からは、VNE事業者から小容量化すると装置の利用効率が低下するとの懸念が示されているため、実現に当たっては、要望事業者だけでなく、VNE事業者も交え、最適解を検討していく考えとの見解が示された。</p>	
<p>エ 関門系ルータの費用負担等</p>	<p>NGNからインターネット接続する形態は、NGNの利用形態としても基本的なものであり、その中で、PPPoE方式であれ、IPoE方式であれ、インターネット接続のための関門系ルータの機能の利用（間接利用を含む。）が多数の事業者により行われている現状から見ても、同機能は、通常求められるような接続形態を許容するため多くの接続事業者にとって備わっていることが必要となるような機能になっているものと考えられる。したがって、PPPoE・IPoE各方式の関門系ルータの機能は、共通的に利用される基本的な接続機能として位置づけ、原則として網使用料として接続料を設定することが適当であると本研究会では議論を行った。ただし、当面の間、関門系ルータの機能の利用を接続事業者が中止した場合に当該事業者が利用していた分に相当する費用(利用中止費)を当該事業者の負担とする対応が可能となるよう、接続料制度において措置することが適当と考えられた。本研究会におけるこれらの考え方に沿う形で、総務省では、省令改正（平成30年総務省令第6号。平成30年2月26日公布、同年4月1日施行。）を行い、当該改正省令では、基本的な接続機能</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>NTT東西殿がNGNのIPoE接続において、地域ブロックにPOIが設置される旨の説明を行っていますが、これらのPOIはエリア個別での接続は不可能であり、IPoE接続の参入障壁は全く変わっていません。例えば、特定地域の事業者がその地域のみでサービスを提供したい場合であっても、サービス提供地域以外のPOIも含めた国内の東・西エリアすべてのPOIに接続する必要があり、それに伴って県間ネットワーク利用料の支払いが必要です。（例：沖縄県だけで利用したくても、近畿、中国、四国、九州といった他のエリアも全て接続しなくてはなりません。）</p> <p>接続促進にあたっては、POIの小容量化だけでなく独立した地域POIの実現、およびゲートウェイ機能の網使用料化推進による低廉化やPPPoE接続同等の接続環境整備が必要です。なお、NTT東西殿と接続事業者交渉力の差によって接続交渉が整わないケースが多いことを前提に、総務省において適切な手当を行っていただくことを望みます。</p>

	<p>として関門系ルータ機能を設けるとともに、インターネット接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられる同機能については、当分の間、総務大臣の許可を受けて利用中止費を取得することができる旨の附則規定が設けられた。なお、具体的な費用負担方法及び費用負担範囲等については、NTT東日本・西日本から、接続事業者（VNE）の要望に基づき新設・増設する設備であるから現状の網改造料と同じ方法とすべきとの意見があった一方で、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（以下「JAIPA」という。）からは、接続事業者が網改造料で費用負担する場合は費用の妥当性が接続事業者において検証できず担保されないとの意見、及びNTT東日本・西日本の利用者料金又は卸料金により費用負担がされる範囲が接続方式によって異なることの認識が利用者にないと意見があった。</p>	<p>また、NTT東西殿が、自らの都合によってそのNGNの費用負担区間を変更するようなことがあるのであれば、なおさらNGNの一回線あたりでの網使用料化を設定し、適正な負担区間と料金を算定することが必要です。</p>
<p>（２）考え方 ア直接接続事業者の上限</p>	<p>本研究会における検討を背景として、指定設備約款上は、16を超える接続請求が行われた場合でも、直ちに拒否されることはなくなり、まずはNTT東日本・西日本により検討が行われ、その結果が書面により回答される手続23となった。しかしながら、NTT東日本・西日本からは、16の上限は収容ルータの仕様上の制約であり、これを拡大するためには収容ルータの更改が必要となる旨の見解が示されているところ、指定設備約款上の手続に従った協議においても、現状では、そうした見解が示される状況が変わる可能性が少ないと考えられる。そのため、NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法につ</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>総務省の研究会においては、透明性や公平性、公正性が確保された議論が行われる必要が常にありますが、NTT東西殿が研究会に提出される資料ではこれらを行うに必要な十分な情報提供がされていない実態があり研究会での質疑を通じて口頭で初めて補足説明がなされるといった事もあります。</p> <p>他会合*1において技術者向けに大変わかりやすく作成された資料を用いて議論されておりました。今後、総務省の研究会においてもこのように優れた資料を用いてNTT東西殿技術部門から積極的にご説明頂き、透明性や公平性、公正性が確保された議論が行われるよ</p>

	<p>いて継続的に検討を行うことが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。</p>	<p>う強く要望致します。</p> <p>またこれまでの議論をみると既存のVNE事業者も接続拡大のインセンティブが働かないことから、議論にあたっては十分に留意いただくようお願い致します。</p>
<p>イ接続用ポートの小容量化</p>	<p>技術的には可能とされる小容量化について今後必要と考えられるのは、どのようなコストが生じ、またそれをどのように負担するかという点に関する具体的考え方を明らかにした上での、ニーズを踏まえた具体的検討である。そのため、NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体等と協議を行いつつ、小容量化を実現する場合の金額・条件等の具体化に向けた検討が進められるべきであり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>なお、当協会ではNTT東西殿と協議を行うにあたって要望されたNDAについて、その内容を不服として変更の協議を行っておりますがNTT東西殿が応じず進展しておりません。具体的には、そのNDAでは、締結後1年間はNDAの解除ができないこととされるとともに、協議の内容のみならず協議の開催自体も守秘事項とされています。また、当研究会の中で当協会が明らかにしたとおり、NTT西日本殿は特定の事業者に対してのみ特定の網終端装置のメニューを提案・提供していました。提案を受け取った接続事業者側はNTT西日本殿からNDA指定されたことによって当協会内や事業者間での情報提供・交換ができなかったことから、このような重大な事案の発覚が遅れた経緯があります。オープンで公平である制度の議論に対してNTT東西殿とのNDAによって情報の分断や議論の抑制が発生する現状は接続議論の根本を揺るがす重大な問題です。本研究会におかれてはNTT東西殿とのNDA対象となる情報の範囲やその扱いについても透明性や公平性を確保出来るよう議論していただきたいと考えます。</p>

<p>ウ P O I の増設</p>	<p>直接接続のための P O I の設置場所の増設は、既存接続事業者にとっての効率性向上だけでなく、地域における新規参入可能性の向上の観点からも重要な取組である。N T T 東日本・西日本においては、引き続き、さらなる増設や P O I の利用条件の緩和等について、接続事業者・関係団体等からの要望も踏まえつつ、検討が行われるべきである。</p>	<p>報告書案に賛同します。</p>
<p>エ 関門系ルータの費用負担等</p>	<p>I P o E 方式の関門系ルータ 24 の機能について、網使用料化すると、仮に本件関門系ルータ機能の利用を中止する接続事業者が現れた場合は、その事業者（利用中止事業者）が利用していた分に相当する費用の負担が他の接続事業者の負担となる可能性が生じるが、これは、本件関門系ルータ機能の利用が始まったときの前提からの変更となる。そのため、これに配慮して、当面の間は、現状どおり当該費用を利用中止事業者の負担とする方策の是非について検討の余地がある（なお、接続料制度においてそうした対応が可能となるよう措置することが適当と結論づけたところであり、それを受けた制度上の措置が（1）エのとおり講じられている。）。また、一般に、今後もやむを得ず網改造料等 25 の形式で設定する金額・接続条件が存在する場合には、その内容について、総務省の第一所要請や関係団体等の要望も踏まえつつ、実績値の例を示すなどの透明化の措置が引き続き講じられるべきであり、また要望に応じて協議が行われることが適当である。なお、トラヒック増の対応等のため、引き続き接続事業者の要望に応じたポート等の増設を可能とする前提は維持することが適当である。</p>	<p>報告書案に賛同します。</p>

<p>2. 関門系ルータの増強の円滑化（P P P o E 接続）</p> <p>（1）第一次報告書以降の経過及び主な意見</p>	<p>改正省令等の公布と同日に行われた総務省からNTT東日本・西日本に対する第二次要請において、当該基本的事項を円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めるよう要請するとともに、同事項がその認可の後速やかに適切に実施されるよう、インターネット接続のトラヒックが増加していることを考慮し、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分参考にしながら、既存網終端装置増設メニュー27によるトラヒック増加への対応の方法について検討し、適切な対処を行うよう要請がなされた。（中略）なお、この緩和に向けた協議に当たっては、JAIPAから、NTT東日本・西日本に対し、背景・経緯を十分に認識した上でトラヒックベースへの増設基準への変更に真摯に対応することや、改めた増設基準でも輻輳が発生する場合はあらためて基準の見直しを実施すること等の要望が行われていた。これに対し、NTT東日本・西日本においては、「フレッツ光（コラボ光を含む。）サービスに係るコスト回収単位を基本的にトラヒック単位ではなくユーザ単位としていること等を踏まえ」増設基準の単位をセッション数のままとした上で、「今後も、P P P o E 方式・I P o E 方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のインターネットトラヒックの状況や、今回の基準見直しに伴うISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、引き続き、当社と接続する全ISP事業者様との協議を行い、そのご意見を参考にして、更なる見直しの必要性</p>	<p>当協会は2018年4月11日にNTT東西殿に対し、トラヒックベースへの増設基準を変更するよう要請を行いました。当協会はこの公開するとともに7月末日までの回答を要望しておりましたがNTT東西からはいまだにその要望に対する公開可能な回答がありません。このように2者間による協議は十分に効果が得られないことから、これらの網終端装置のトラヒック輻輳に対する検証については、個別協議によるものでなく、総務省殿の研究会などオープンな場での検証を行うべきです。なお、NTT東西殿の相互接続部門との実際の協議では「合意」とは程遠く、NTT東西殿が専ら自らの決定事項を説明している状況です。総務省・研究会においても協会要望に対するNTT東西殿の対応状況を確認していくよう要請します。</p>
-------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>について検討していく考え」との見解が接続事業者に対する周知により示された。</p>	
<p>(2) 考え方 アトラヒック 需要に応じた 設備の増強</p>	<p>円滑なサービス提供に必要な設備の増強は、合理的に対応されるべきであり、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し改善していくことが適当であり、総務省においては、これについて継続的にフォローアップを行うことが適当である。また、こういった当事者間の十分な意思疎通の中で円滑に増設がなされることが望ましいが、仮に合理的な理由によらず、トラヒック需要に応じた円滑な設備増強が実現しない場合には、当事者の申立て等による接続命令のスキーム等を用いる紛争処理の手続もあるので、こういった手続が活用される場合には、総務省で適切に対応する必要がある。さらに、今後の継続的フォローアップに当たっては、実際の通信量の状況等について客観的なデータに基づく検証を行う必要がある。その具体的な方法について検討を開始する必要がある。いずれにせよ、円滑なサービス提供を確保するため、各電気通信事業者は、トラヒック需要の増加など利用者ニーズの状況に応じた設備増強に努めていくべきであり、サービス提供条件もそれに応じた見直しを進めていく必要がある。</p>	<p>「客観的なデータに基づく検証を行う必要がある」という点について報告書案に賛同します。当協会は2018年4月11日にNTT東西殿に対し、多くのISPや通信事業者によって一般的に行われている設備運用方式にならい5分毎のトラヒック計測とその客観的なデータに基づいて増設を行う旨基準を変更するよう要請を行いました。当協会はこれを公開し7月末日までの回答を要望しておりましたがNTT東西殿からはいまだにその要望に対する公開可能な回答がされておられません。また、NTT東西殿との協議において、NTT東西殿による用語の定義(例えば輻輳の意味)が一般的な事業者の定義と異なっていることが判明しています。研究会での議論の過程でも齟齬が生じることのないよう、必要に応じて用語には明確な定義を行った上で議論されることを要望します。</p> <p>なお、これらの網終端装置のトラヒック輻輳に対する検証については、個別協議によるものでなく研究会の場等オープンな場での検証が行われるべきです。</p>

<p>イ利用者への説明等の適切性確保</p>	<p>J A I P Aからは、利用者に速度等品質の低下を説明する際に一方的に接続事業者側に原因があるかのような説明は避けるべき旨の意見もあった。これについては、N T T東日本・西日本及び接続事業者の双方において、電気通信事業法第 27 条（苦情等処理義務）等の規定も踏まえつつ、利用者等からの問合せへの対応について、各々の説明で互いに齟齬を来すことがないよう、協調していく必要があり、その具体的な対応の在り方については、N T T東日本・西日本と J A I P A等との間で協議されることが適当である。</p>	<p>当協会では先述したとおり N T T 東西殿に対して、設備の増強を正しく行うよう要請すると共に、当協会ウェブサイトにおいて「インターネットの速度低下における主な課題と当協会の取り組みについて」*2といった資料を用意するなどして消費者に対して問題の説明を行っております。N T T 東西殿におかれても網終端装置に関する消費者のクレームを ISP のみの責にせず「自社の設備が輻輳している」旨を正しく且つ明確に消費者に伝えるよう、総務省殿においても継続的に確認していただきたいと考えます。当協会においても N T T 東西殿の対応を継続的に確認していく所存です。</p> <p>*2 https://www.jaipa.or.jp/information/docs/180411_2.pdf</p>
<p>第 3 章加入光ファイバの接続料の算定方法</p> <p>2. レートベースの厳正な把握</p> <p>(1) 第一次報告書以降の経過</p> <p>(3) 考え方</p>	<p>例えば、欧州では、市場支配力を有する通信事業者は、卸売アクセスに係る料金について、コストベースの算定が原則とされている。一方、我が国のサービス卸に相当するような光卸売アクセスに係る料金については、「インプットの同等性」（通信事業者が、他事業者と自社小売部門とに対し、同条件で、同一の設備及び手続を用いて同期間、サービスや情報の提供を行うこと）が確保されている場合には、コストベースによる算定の代替措置として、加盟国の規制機関による「経済的複製可能性テスト」（市場支配力を有する通信事業者が提供するサービスの料金水準が、他事業者にも複製可能なものとなっているかという観点から行う検証）の実施が勧告の中で求められている。上記勧告を踏まえ、例えば、英国では、B T (British Telecom) が提供する光卸売アクセス (VULA : Virtual Unbundled Local Access) につい</p>	<p>当協会では NGN に関する議論の当初から NGN の接続料化（ユーザ単位接続料の設定、ISP による料金設定）を主張してきました。NGN の網使用料化を実現することで、ISP は ISP 区間と NGN 区間を一体的に料金設定できるなど、自由な価格やサービス品質で競争可能となり、より多様なサービスの創出が期待できます。当初、N T T 東西殿は「特定の ISP 事業者向けに接続先を限定することができない」ことを理由に困難と主張してきましたが、接続先を限定せず ISP 事業者に卸提供が行われている現在では、この主張はあてはまりません。</p> <p>さらに、N T T 東西殿はこれまで、ユーザ単位接続料の設定について光アクセス区間の分岐単位接続料の設定が困難であることやモラルハザード的利用の懸念等の理由により反対してきました。しかし現状では、光コラボレーションモデルと称する卸サービスが提供され、</p>

	<p>て、公平性・透明性を確保する観点から、「公平かつ合理的な料金・条件でのサービス提供義務」、「インプットの同等性義務」、「料金・提供条件の事前通知義務」及び「料金・提供条件の公表義務」等が課されているほか、適正性を確保する観点から、経済的複製可能性テストの具体的な手法として、いわゆる VULA マージン規制が導入されており、B T に対して、自社の小売料金と卸売料金との間に最低限のマージンが確保されるよう卸売料金を設定することを義務付け、併せて、卸売料金の適正性検証に必要なデータを通信庁 (OFCOM) に提出することを義務付けている。</p>	<p>大部分の NGN 加入者について加入者ベースの卸料金となっており、これらの主張が既に解決していると考えられます。そのため、あらためてユーザ単位の接続の実現に向け議論を開始すべきであると考えます。欧州における VULA のようなインプット同等性による料金設定 (マージン規制) のみならず、VULA や Bitstream のモデルを用いてユーザ単位のコスト配賦による接続料算定を行うなど、日本の実情も合わせて幅広く議論されるべきであると考えます。これによる接続料化は、上述のとおり多様なサービスを目指すとした NTT 東西殿の主張とも一致します。逆に、このまま卸サービスのみでユーザ単位数料金が可能となった場合、接続制度の形骸化がおき、ひいては公正競争環境が後退する懸念があります。特に、接続制度が卸に劣後することがないよう、総務省・研究会において今後十分に議論いただきたいと考えます。</p>
<p>第 4 章「網機能提供計画」 制度の見直し (1) 現状 (2) 考え方</p>	<p>しかしながら、本報告書第 2 章 (NGN のインターネット接続の接続料) の内容を踏まえると、I P o E 方式の関門系ルータに直接接続することができる事業者がごく少数に限定されるなど、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合もあったと考えられるところである。また、情報通信審議会「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次報告書～移行後の I P 網のあるべき姿～」(平成 29 年 3 月 28 日) では、「I P - I P 接続への円滑な移行に向けて、今後、ルータ、S I P サーバ等の設備に様々な改造等が加えられることが想定されるが、この場合、他の事業者においても仕様の変</p>	<p>報告書案に賛同します。</p>

更、新たな機能を使用することの検討及び接続のために必要な機器の開発を行ったりする必要があり、接続約款（指定設備約款）が定まってからこの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当でない。」との考え方も示されたところである。したがって、他事業者との円滑な接続に十分な配慮が行われることを法的に担保する観点から、今後はルータ等の網機能に係る情報提供を情報開示告示ではなく網機能提供計画の制度に基づき行うことにより、指定設備約款変更の申請とは別途、機能の追加又は変更の計画の段階で、他事業者からの意見を受け付けるとともに、総務省が必要に応じ計画内容について勧告を行う手段を確保することが必要と考えられる。ただし、その際、「ルータ、SIPサーバ等の設備の機能のうち、どのような機能の変更又は追加に関する計画を対象にするか、また、総務大臣への届出の期限をどのように設定するかについては、総務省において十分に制度の柔軟性についても配慮して検討することが適当である。」（『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次報告書）の意見募集で提出された意見に対する情報通信審議会の考え方5-18（平成29年3月28日）との考え方も踏まえ、公表のために「官報掲載」を必須とし、また届出期限を工事開始の原則「200日前」とするなどの同制度の運用ルール（電気通信事業法施行規則第24条～第24条の4等）については、インターネットの普及及び開発ペースの速いルータ等によるネットワーク構築という実態に合わせて、合理化等の余地がないか検討の必要があると考えられる。

	<p>具体的な対象範囲や運用方法については、事務局から叩き台の提案があり、それについてオブザーバーである事業者からの意見をj得て議論を行ったところ、今後、総務省において、その内容を十分参考にしつつ、具体的な省令等の立案作業を進めることが適当である（これまでの議論内容はj録のとおり）。なお、関連して、今後のネットワーク構築等については、NGNのインターネット接続の接続料に関する検討の中で、2020年東京オリンピックも見据え、急増するインターネットトラフィックへの対応等の観点から、地方でのICT利活用等も考慮に入れたネットワークの構築の在り方等を関係者で幅広く議論すべき旨の意見や、NTT東日本・西日本から今後のネットワークの在り方が早期に示されるべきとの意見等があった。これについて、広範な議論が早期に行われることを期待するとともに、接続料・接続条件を巡る議論においても、こうした課題の解決に寄与することを考慮していくことが適当と考えられる。</p>	
<p>第5章継続検討事項 1. 接続機能の廃止等に伴う周知制度の整備（電気通信事業法改正対応）</p>	<p>ネットワークのIP網への移行に対応するための電気通信事業法の改正を含む「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」が平成30年5月10日に成立し、同月23日に公布された（平成30年法律第24号）。本改正は、情報通信審議会報告書を踏まえ、接続事業者及びその利用者の利益を確保するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者が、これら設備のアンバンドル機能を休廃止しようとする場合には、あらかじめ、当該機能を利用する接続事業者に対して、その旨</p>	<p>報告書案に賛同します。</p>

	<p>を周知しなければならないこととする制度を整備する内容を含むものである。今後、施行 34 に向けて、周知の方法について定める総務省令の内容等を検討する必要がある、本研究会においても、必要に応じ、検討を行うこととする。なお、現段階では、検討に当たっては、①休廃止される機能を利用している接続事業者が代替策への移行等の必要な対応を円滑に行えることを確保するという観点、及び②周知状況や接続事業者の対応状況を確認できる仕組みとするという観点が重要ではないかと考えられる。</p>	
<p>2. フォローアップ事項</p>	<p>本研究会では、これまで接続制度を巡る多岐にわたる課題を取り上げ、検討を行い、又はフォローアップを実施してきた。その結果、わずか1年強の間に、改正省令等の制度の整備が行われ、第二次要請など総務省における一連の行政上の措置が講じられて指定設備約款の変更等において反映され、かつ、指定設備約款の規制の対象外である県間接続料さえも事業者間合意及び低廉化が実現するなど、NGN等における円滑な接続の確保に向けた環境の整備が大幅に進捗したと考えられる。このような成果を上げることができたのは、本研究会において、事業者及び事業者団体から意見を開陳する公の場が設定され、それら意見について異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施してきたからであると考えられる。行政におけるこのようなオープンで継続的な検討過程は、本研究会が取り上げてきた課題への継続的な</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>本研究会での議論では、当協会はオブザーバーとして、光回線接続料や NGN 接続に関する諸問題、NTT 東西殿による網終端装置の差別的取扱い事例を公表した上での透明性・公平性が確保されていない事への問題提起、IPoE 接続促進議論における地域の ICT 環境整備促進など、様々な課題を提起し、議論させていただきました。ここでは構成員各位や他のオブザーバー各者、事務局である総務省殿等多くの関係各位の協力の下に参加させていただいたと認識しており、改めてお礼を申し上げます。</p> <p>本研究会が効率的な議事進行によって広範囲且つ速やかに議論できたことにより、当面の接続に関する諸問題だけにとどまらず、技術や社会の進展における新しい接続制度の規律のあり方についても提起・議論できた認識です。しかしながら、例えば網終端装置の増</p>

<p>取組を確保し、また新たな課題が生じたときの迅速な対応を可能とするという観点から、今後も実施されるべきものであると考えられ、本研究会もそのために引き続き活用されることが期待される。本研究会としては、現段階において、少なくとも次の事項について、本年8月以降のフォローアップが必要であると考ええる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) NGNの県間通信用設備の扱い（第1章） (2) NGNのコストドライバ³⁵ (3) NGNのインターネット接続の接続料（第2章） (4) 加入光ファイバの耐用年数（第3章1.） (5) レートベースの厳正な把握（第3章2.） 	<p>設基準の変更に関する要請に関して数ヶ月経過した現時点においても NTT 東西殿から中長期的な増設に関する明確な回答を頂いていない状況は、議論が未だ入り口段階にあるともいえます。本研究会では接続制度全般において継続的に以下の議論とフォローアップを行っていただくよう要望します。</p> <p>今後の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 接続環境の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・NTTによるNTEの差別的提供の検証と卸の位置付け ・卸と接続のあり方（卸による規制の回避と接続の劣後） ・接続議論に向けたNDAの扱い ・加入光ファイバの耐用年数 2. NGNにおけるインターネット接続方式毎の差異の解消に向けた議論 <ul style="list-style-type: none"> ・関門系ルータ等の装置の接続料と増設基準 ・地域独立POI（地域限定接続）の実現 ・POIの小容量化とコストドライバ ・県間ネットワークの扱い ・VULA等をモデルにしたNGNにおける新しい接続形態 <p>当協会は、引き続き関係各位との議論に積極的に参加し、国内外の</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		ICT 環境や公正な競争(政策)環境整備に向けてオープンに議論・尽力していく所存です。
<p>附録「網機能提供計画」制度の見直しに係る議論内容</p> <p>1. 運用方法に関する事務局案(叩き台)</p> <p>(1) 公表方法について</p>	<p>官報掲載については、一般的に信頼性の高い公表方法であり、公表の行為の有無等を着実に確認できるという意味でも確実な公表手段であると考えられるが、制度創設当時と異なり現在は法定の公表であってもインターネットの利用により行われることが一般的となり特段の問題も顕在化していない(※)ことから、原則としてインターネットの利用により即時に行うとするルールに変更することが適当ではないか。(ただし、公表が着実に実行されたことを確認できるようにするため、例えば、総務省への届出事項に公表URL等を追加する等の措置を講ずることが考えられる。) ※例：認可接続約款等の公表(電気通信事業法施行規則第23条の8)</p>	<p>報告書案に賛同します。</p>
<p>(2) 届出期限について</p>	<p>工事開始の「200日前」という網機能提供計画の届出期限については、「網機能の詳細仕様等がある程度固まる時期及び網機能提供計画の公表を受けて関係者が検討に要する期間を考慮すると、(略)網改造着手の遅くとも半年前までに、当該詳細な情報を網機能提供計画に記載する必要がある。」(電気通信審議会「接続の基本的ルールの在り方について」報告書(平成8年12月19日))との公表時期に係る考え方に基づいて定められたものであるが、これについては、サービス開始を迅速に行うことに影響が出るとの懸念にも配慮して、他事業者からの要望・意見がなく、円滑な接続に支障が生ずるおそれがない場合</p>	<p>報告書案に賛同します。</p>

	<p>は、工事開始日を前倒し（変更）できる旨の規定が設けられているところである。一方で、情報開示告示ではルータ等の網機能等についてその提供開始の90日前までに開示すべき旨が規定されているところであり、これは「接続事業者の接続申込みから接続開始までに要する期間を踏まえた合理的なもの」として定められたとの経緯がある。これらを踏まえ、届出期限については、原則を「90日前」とする（変更届出は原則30日前とする）ことが適当ではないか。ただし、他事業者からの要望・意見も十分考慮して円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると総務省が認めてその旨を理由と併せて通知・公表した場合は、届出日から「200日」までの範囲内で、工事開始日の後ろ倒しをしなければならないものとするのが適当ではないか。</p>	
<p>（3）意見受付方法について</p>	<p>本制度では、総務大臣は、届け出られた網機能提供計画の実施により他事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備の円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした事業者（NTT東日本又は西日本）に計画を変更すべきことを勧告することができるが、総務省においては勧告の要否の検討に当たって他事業者の意見を勘案する必要があると考えられる（（2）の後ろ倒し要否の判断に当たっても同様と考えられる。）。これについて、円滑な接続の確保に向けて制度運用の一層の改善を図るため、届出をした事業者（NTT東日本又は西日本）は、意見の受付状況（意見が提出された場合はその内容及びそれに対する同事業者の考え方）を総務省に提供し、総務</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>特に多くのISP事業者は接続外である光コラボレーション等における不利益な取扱いを懸念し、公に意見を表明できない場合が多いことから、総務省殿に対する直接の意見表明を行うことが想定されます。総務省殿は、これらの意見についても他の手段と同様に考慮し、適切に運用いただくことが必要です。</p>

	<p>省はその内容を十分考慮するものとする運用ルールを設けることが例えば考えられるのではないか。なお、他事業者が別途総務省に対して直接意見を提出することは、現在でも当然可能と考えられるところであり、総務省は、自らに直接意見の提出があった場合には、それも十分考慮する旨表明することが適切ではないか。</p>	
<p>①総論</p>	<p>【NTT東日本・西日本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の見直し理由の一つに、IPoE接続事業者数が制限されていることが挙げられているが、この制約は当社が予め仕様を決めて制限した訳ではなく、検証の結果、事後的に判明したもの。 ・当社はこれまでも今後も決して他事業者に対して意図的に接続の制約を設けることはなく、リソースの限界に起因してやむなく制約が生じた場合には速やかに公表してきたところであるが、今後は、制約が生じる場合については、今まで以上に丁寧に説明していく考え。 ・ルータ等は、接続を前提として開発された装置であり、円滑な接続が妨げられることが想定し難いとして届出対象外とされてきた趣旨は現在でも変わらず、現行の告示に基づく情報開示を通じ、円滑な接続に支障を及ぼすような問題はこれまで特段発生していない。 ・工事（開発）着手前に網機能提供計画の届出を行うことになったとしても、届出時に付すことができる制約・条件等は、動作検証前の時点で判明している事項に止まるのであって、動作検証後に判明した事項については、事後的に制約・条件等を追加せざるを得なくなる場合 	<p>NTT 東西殿や NGN IPoE 協議会殿が度々研究会で IPoE 事業者数の技術的制限を述べていることから、当協会は各者に対して客観的なデータの提示と検証を求めています。いまだ客観的に検証されていない認識です。上述したとおり、NTT 東西設備部門からは、他会議で発表しているのと同様に、総務省の議論の場においてもより詳細な説明が行われるものと認識しており、その発表をベースに検証が行われるべきです。当然、IPoE 協議会殿においてもその主張については、検証されるべきです。</p> <p>また、NTT 東西殿は「この制約は当社が予め仕様を決めて制限した訳ではなく、検証の結果、事後的に判明したもの」と主張していますが、IPoE 接続者数の制限によって、現在公正競争上大きな課題となっていることを認識した上で、今後同様の問題が再発することがないように、今後 NTT 東西が新たに構築する光ファイバに接続される大規模ネットワークにおいては (1) 当協会等の接続事業者団体と協議し、その技術要件について事前合意を必要とすること、(2) NTT 東西殿と接続事業者団体の合意に基づく要件の着実な履行を総務省殿</p>

	<p>があることに留意する必要。・制度見直しに当たっては、新たな網機能の早期提供等の観点から、届出対象は最小限に、また届出期間は最短としていただきたい。</p> <p>・同等性の確保が「網機能提供計画」制度の目的であることは認識。しかしながら、情報開示でも足りるケースがあるのではないか。</p>	<p>が確認すること、などの指定設備のプロセスについても改善が必要です。</p>
<p>②対象範囲</p>	<p>【KDDI】</p> <p>・原則、全てのルータ、SIPサーバ等を対象とすべき。接続事業者と直接接続を行うGW設備以外の設備についても「網機能提供計画」の届出対象とすべき。</p> <p>・NGNにおいて、「優先パケット識別機能」及び「優先パケットルーティング伝送機能」のアンバンドルにあたって、要望事業者への情報開示に課題があったこと等により、NTT東・西と要望事業者による協議が長期化するなど、円滑な接続に支障があったことから、市販品のルータ、SIPサーバ等を用いてさえいけば円滑な接続に支障がないという訳ではなく、NGNにおいても情報開示等に係る接続ルールを改善することで、円滑な接続を確保していく必要がある。</p> <p>・ルータ、SIPサーバ等を使ったNGNで実現される網機能が「網機能提供計画」制度の対象となり得るものであり、例えばルータを単に性能が向上したから変えるなど、装置だけに起因するようなものは、この制度の対象にならないと認識。</p> <p>・PSTNマイグレーションに関し事前に事業者間合意が達成されて</p>	<p>KDDI 殿意見に賛同します。</p> <p>当協会の過去の意見書で述べたとおり、NGN上での優先パケット転送機能の開放にあたり、NTT東西殿が接続事業者の要望に対し、接続事業者との情報の非対称性とアンバンドル三原則の要件(具体的要望)を利用し、合意まで7年もの歳月がかかりました。これにより他の事業者はNTT東西殿に比べて13年も遅れてサービス提供可能になったという事象は、現行の制度において接続事業者とNTT東西殿の間に大きな情報非対称性が存在すること、およびNTT東西殿に協議を遅滞させるインセンティブが存在することを示す大きな証左となりました。このように、現在の接続制度の上であっても情報の非対称性はNGNの接続制度上大きな課題となり得ることを再認識した上で、今後の制度議論では過度に接続事業者側の責任とならないように期待します。</p> <p>NGN IPoE 協議会殿の意見については、その例外による制度の形骸化を防止する観点で、機能や開発内容、目的や影響をみながら個別具体的に議論し、例外パターンの類型化と判断基準の策定、および実</p>

おり合理的にみて届出不要であるものは対象外としても構わないのではないか。

【NGN I P o E 協議会】・NGNを構成する全てのルータ等を一律に届出対象とせず、ルータ等が提供する機能や開発内容によっては「届出対象としない」あるいは「届出期限を90日前までよりも短くする」などの例外の設定を検討すべき。例外対象としては、例えば性能向上を目的としたルータの置き換えが考えられる。

【NTT東日本・西日本】

・①接続可能事業者数等が十分であり、接続を要望する他事業者を実質的に制約しないと見込まれる場合、②当該機能を利用するために、接続事業者において既製品で接続可能な方法があると見込まれる場合、③当該機能を利用するための既存の接続条件が著しく不利益な変更とならない場合、の全てに該当する場合は、他事業者との円滑な接続に支障が生じるおそれがない機能として、網機能提供計画の届出対象外とすべき。

・既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能について、当社だけが工事着手を遅らせるよう強いられることで競争上の不利益を被ることがないよう、そうした機能についても届出の対象外とすべき。

・PSTNマイグレーション後における音声通信のIP-IP接続の

際の具体的な判断を行っていく必要があります。しかしそれにはNTT東西殿の詳細な情報開示と、例外を判断するための判断基準の議論が必要であること等、多くのリソースが必要となることや、そもそもその効果もみえないことから、その効果的な実現可能性について慎重に判断すべきであると考えます。

NTT東西殿の意見に反対します。「事業者間意識合わせの場」において全関係事業者が協議を行ったとしていますが、この事業者間意識合わせの場にNGNを用いるISP事業者は参加していません。特にIPネットワークにおける接続制度では、NTT東西殿が判断した事業者のみへの開示・合意によってのみでその影響事業者が決定されるべきものではなく、広く社会に確認されるべきものです。

	<p>ルータ等の接続条件等については、事業者間意識合わせの場で、全関係事業者間で協議を行って具体的な内容を定め、今後も接続条件の刷り合わせを行う考え。このように事業者間で事前に刷り合わせを行うものについては、円滑な接続に支障が生じるおそれはないため、届出の対象外としても問題は生じないと考える。また、届出を実施し、事業者間意識合わせの場での合意事項と異なる意見・要望をいただいても、それらを反映することが難しい場合がある。さらに、事業者間意識合わせの場に参加していない接続事業者に対しても、事業者間意識合わせの場への参加を受け付けている旨、伝えるとともに、電話の新規接続を検討している事業者等から要望を受けた場合には、事業者間意識合わせの場での協議内容について、情報提供を行っているところ。</p>	
<p>その他 IPoE 事業者数 とブロッキング に関する問 題</p>		<p>内閣府知財本部における「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」の決定に基づき、NTT グループの主要な通信会社は一般市民の通信の中身をチェックし、遮断すること(ブロッキング)を表明しました。この決定と、これに基づくブロッキング行為は「通信の秘密」を侵害するばかりでなく、憲法が禁止する検閲となる可能性が高く、「表現の自由」や「国民の知る権利」を脅かすことになることから、日本の民主主義を脅かす大きな原因となります。</p> <p>また、これらは通信事業者の役割が「通信の中身を見ることなく情報を届ける者」から「通信の中身を監視していく者」と大きく立場が変わることに対する議論もされぬまま進んでいます。</p>

		<p>PPPoE 方式のように多様な(多数の)接続性の担保は、民主主義の根幹である自由で多様な議論の確保につながります。過去に、総務大臣は携帯電話 3 事業者へ青少年が利用する携帯電話へのフィルタリング要請を行い、これに各社が早急に対応した経緯があります。当時はフィルタリングに対し「検閲の懸念」、「青少年の知る権利に対する懸念」といった議論がおきていた中、翌年には導入されました。このように該当する事業者が少なければ対応を早急に徹底させることも可能です。</p> <p>現状、PPPoE 方式では全国で多数の事業者が接続していますが IPoE 方式では 16 社に制限されており、先の携帯電話会社へのフィルタリングと同じように要請がなされた場合、より簡単にブロッキングできてしまうこととなります。</p> <p>日本がオープンで自由なデータ流通可能なインターネットを利用できる世界のトップランナー国の一員であるためにも、PPPoE が IPoE に劣後することない利用環境の整備を早急に行う必要があります。また、IPoE 接続においても地域独立で且つ小容量ポート化など、多様で柔軟な接続環境が早急に整備されることを要望します。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見書

2018年8月31日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

〒158-0096
世田谷区玉川台 1-1-3
EditNet 株式会社
代表取締役 野口尚志

「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

・意見書中、他事業者・団体の名称については、適宜著名な略称を用いさせていただいているほか、敬称を省略させていただいています。

項目	報告書案	意見
第1章 NGNの県間通信用設備の扱い (2) 主な意見	<p>これに対し、ソフトバンクからは、県間接続料の水準を巡って協議が難航しているとの意見に加え、県間設備の費用の算定の根拠が不透明であり、また、NTT東日本・西日本の負担が小さく削減インセンティブが働きづらいと考えられるため、県間接続料について第一種指定電気通信設備と同様の適正性・公平性・透明性の確保を要望するとの意見が表明された。</p> <p>これに関し、KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）からは、コストにかかわらず高額な県間接続料が設定された場合にはNGNを利用できなくなる事態が生じ得るものであり、現状の規律ではNGNとの円滑な接続を確保することが困難であるため、県間接続料も指定設備約款の記載事項として、事前の規律の対象とすべき（ルール化）との意見が表明された。</p>	<p>ソフトバンク、KDDIの意見に賛同します。</p> <p>NGNの県間通信用設備は、第一種指定電気通信設備と一体不可分となって利用されることから、第一種指定電気通信設備と同水準の規律が必要と考えます。</p> <p>そうすると、接続料についてもNTT東西それぞれ「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」であるべきですが、県の数、人口分布、地理的条件なども大きく異なるNTT東西において接続料が同じであること、私ども一般の電気通信事業者が仕入れる設備の価格は年々下がること（または、同じ価格でより大容量の通信設備を仕入れられること）からも、本当に能率的な経営の下における適切な原価を反映したものといえるのか、疑念を持たざるを得ません。</p>
第1章 NGNの県間通信用設備の扱い (3) 考え方	<p>以上から、現状では、県間接続料の扱いについては、次のとおり総括することが適当と考えられる。</p> <p>第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に経由し一体的な利用が行われる場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性及び適正性の確保が特に重要であると考えられる。</p> <p>透明性及び接続事業者間の公平性については、NTT東日</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>県間伝送路については、第一種電気通信設備と一体に利用され、接続事業者が自由に選択して調達することができないのですから、本来、第一種指定電気通信設備として扱われるべきものです。形式的に非指定となる場合であっても、第一種指定電気通信設備と同様の手順や算定方法でもって、接続料が決められる必要があると考えます。</p>

<p>本・西日本では、非指定設備約款に規定してこれを公表し、接続事業者に同等に適用することとしており、これが実行されるのであれば、確保されることとなると認められる。</p> <p>他方で、適正性及びNTT東日本・西日本と接続事業者の間の公平性については、次のとおりと考えられる。</p> <p>第一に、NTT東日本・西日本とソフトバンクとの間の協議においては、原価は県間接続料の単金として提示したものに需要を乗じた額と一致するという旨が説明されており、また、その原価を推計するためのデータの提供がなされるといった対応が認められるところ、その限りでは、適正性を確保しようという方向性の中で協議が行われたことは確認できる。</p> <p>第二に、NTT東日本・西日本の意見((2)(イ))によると、県間接続料を記載した非指定設備約款を公表して、問合せ対応等に対して可能な限り具体的な説明を行うことで適正性を確保していくとのことだが、適正性及び公平性は一方の側が一方的にその考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではない。また、NTT東日本・西日本とソフトバンクの間の協議の合意後においても、当事者の意見を踏まえると、県間接続料の適正性について十分に納得が得られているとも見えず、県間接続料を毎年見直すかについても、事業者間の合意が得られた状態ではない。</p> <p>そのため、今後、県間接続料の算定方法について総務省及び</p>	<p>また、報告書案にある「適正性及び公平性は一方の側が一方的にその考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではない。」という点はまさにその通りで、NTT東西は以前から、説明会や個別協議の場において、事実上決定した事項を伝えているにすぎません。NTT東西と接続事業者には依然として圧倒的な力の差があることを前提に、今後の競争政策が議論されることを期待します。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>本研究会において注視を継続するとともに、事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要がある。</p> <p>また、県間接続料の意義に鑑みて、この関係の今後の事業者間協議については、いずれか一方の当事者が求める場合は、総務省において、双方の意見を聴きつつ、よくそのフォローをしていく必要がある。さらに、当事者においては、申立て等により接続命令等の紛争処理手続を活用することも可能であり、こういった手続が活用される場合には、総務省において適切に対応する必要がある。</p>	
第 2 章 NGN のインターネット接続の接続料	(図 2-3)	<p>「図 2-3 関門系ルータにおける実績トラヒックのトレンド」において、単位が kbps と書かれている一方でスケールがなく、全体量なのか 1 ユーザ当たりなのか、PPPoE と IPoE で同じスケールなのかそうでないのかといったことが、資料の上ではわかりにくいため、補足を加えてくださるよう希望します。なお、実トラヒックの総量については、公開しても大きな問題があると思われないばかりか、今後様々な分野での参考資料として有益であることから、具体的な数値を示されることも検討されるよう要望します。</p>
第 2 章 NGN のインターネット接続の接続料 1 参入可能性の確保	<p>16 者の上限は、従前、接続約款に明記され、それを超える接続請求は 16 を超過することをもって役務提供に支障が生じるとして NTT 東日本・西日本が拒否できる規定となっていた。</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>VNE 事業者のサービスの再販が前提となるしくみの場合、本来は各 VNE 事業者が積極的に顧客である ISP 事業者を獲得し、</p>

<p>と費用負担の適正化 (IPoE 接続) (1) 第一次報告書以降の経過及び主な意見 ア 直接接続事業者の上限</p>	<p>これについて本研究会では、①役務提供の支障の有無について個別の判断の余地を機械的に排除しており、ISP接続自体が円滑に進まない原因となり得ること、②IPoE方式がNGNのISP接続の重要な手段となりつつあることに鑑みると、現状において不相当であること、③そのためこれを撤廃し、17者目以降の接続請求があった場合には、一般的な約款規定に基づき協議が行われることとすることが適当であること、及び④その旨総務省からNTT東日本・西日本に求めることが適当であることを結論付けた(「NGNのISP接続(PPPoEとIPoE)に関する当面の方向性」(平成30年2月公表))。総務省からは、この考え方に沿う形で第二次要請によりNTT東日本・西日本に③の旨の要請が行われ、その結果、平成30年度指定設備約款変更において関係規定が改められたところである。</p> <p>なお、直接接続の代替策となり得るVNE事業者を介したIPoE方式の間接的な利用²⁰についても、「NGNのISP接続(PPPoEとIPoE)に関する当面の方向性」の考え方²¹に沿う形で第二次要請によりNTT東日本・西日本に要請が行われた結果、平成30年度指定設備約款変更において、VNE事業者が不当な差別的取扱いを行いそれを総務大臣が認めた場合にNTT東日本・西日本がVNE事業者に対し接続停止を行う旨の規定が削除されるとともに、他事業者がVNE事業</p>	<p>価格やサービスの競争を繰り広げることが想定されていたと思われます。しかし実際には、報告書案にある通り、VNE事業者によって再販への温度差があり、結果として競争も進展しているとはいえません。</p> <p>多くの事業者が低いハードルで参入することで自然に競争が進むことは、PPPoE方式を見れば明らかです。</p> <p>そもそも参入できる事業者の数に制限のあるような方式の導入が妥当なのか?というところから、議論をお願いしたいと考えます。</p>
-------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	者に卸電気通信役務の提供又は接続を求める場合における情報開示及び回答が円滑に行われるための手続をVNE事業者が整備・公表しなければならない旨の規定が設けられた。	
第2章 NGN のインターネット接続の接続料 1 参入可能性の確保と費用負担の適正化 (IPoE 接続) (1) 第一次報告書以降の経過及び主な意見 イ 接続用ポートの小容量化	<p>IPoE方式のゲートウェイルータにおいて 10Gbps 及び 100Gbps の単位の接続用ポートが用意され小容量のポートがないことが、小規模事業者等による IPoE方式 (直接接続) への参入を困難とする一因となっている旨の指摘については、NTT東日本・西日本において、第一次要請に基づき、接続用ポートの小容量化のための方策の検討が行われたところである。具体的には、①既存の一部のスロットの各ポート (各 100Gbps) の容量を各々 1Gbps 等に変更する案及び②既存の一部のスロットの一部のポート (100Gbps) に小容量対応のための接続装置を接続する案の2案を検討したところ、①には全体の利用効率が低下するという課題、②には接続装置の開発のため追加費用を要するという課題がある旨の説明があった。</p> <p>加えて、NTT東日本・西日本からは、VNE事業者から小容量化すると装置の利用効率が低下するとの懸念が示されているため、実現に当たっては、要望事業者だけでなく、VNE事業者も交え、最適解を検討していく考えとの見解が示された。</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>競争政策はもちろん、インターネットの自律分散という特徴からも、多くの事業者が直接接続を選べることは重要なことです。</p> <p>後述の地域 POI (単県サービス) とあわせ、ISP 事業者の規模や県の人口など、さまざまな条件に対応できるよう、ISP 事業者の参入ハードルを少しでも下げる方法を検討していただくようお願いします。</p> <p>なお、当社は小規模な ISP 事業者ですが、バックボーン回線を他社から仕入れようとするとき、1Gbps でも 10Gbps でも 100Gbps でも、逆に 100Mbps でも、トラヒックにあわせたポートをすぐに用意してもらえます。NTT 東西の GWR がそこまで特殊な設備であるとも思えず、各種の容量のポートを用意することが困難とは思えませんが、特殊な事情があるならば NTT 東西にもっと具体的な根拠を研究会などの場で示してもらいたいと考えます。</p>
第2章 NGN のインターネット接続の接続料	IPoE接続のPOIの設置場所が東京・大阪等に限定され、その増設が課題となっているという点については、第一次	POIを各県に設置できることも重要なのですが、IPoEに直接接続する条件として、全県でのサービス提供ができることが条

<p>1 参入可能性の確保と費用負担の適正化 (IPoE 接続) (1) 第一次報告書以降の経過及び主な意見 ウ POI の増設</p>	<p>要請 22 も受け、NTT 東日本・西日本において、地域ブロック単位の POI を増設する方向で具体的検討が進められ、平成 30 年度指定設備約款変更では、埼玉、千葉、神奈川、兵庫、愛知、広島及び福岡に平成 30 年度内に POI を設置することとする内容が盛り込まれた (千葉は開設済み)。NTT 東日本・西日本によると、今後、栃木・茨城、北海道、群馬・山梨、宮城・山形にも順次設置されていく予定であり、その後の追加設置については、接続事業者の更なる要望があれば、協議を踏まえ検討していくとのことである。これにより、現段階では、東京・大阪以外の NGN の利用者向けにサービスを提供する場合における県間設備の利用要否という点で、既存の全国規模 VNE 事業者にとっての選択肢の幅が拡大しつつある。</p>	<p>件とされていることも問題です。これにより参入できる事業者が事実上、大手に限られてしまい、PPPoE のように大小さまざまな事業者が多様なサービスを展開して激しく競争するような市場にはなっていません。この点についても、引き続き議論していただくようお願いします。</p>
<p>第 2 章 NGN のインターネット接続の接続料 1 参入可能性の確保と費用負担の適正化 (IPoE 接続) (1) 第一次報告書以降の経過及び主な意見 エ 関門系ルータの費用負担等</p>	<p>NGN からインターネット接続する形態は、NGN の利用形態としても基本的なものであり、その中で、PPPoE 方式であれ、IPoE 方式であれ、インターネット接続のための関門系ルータの機能の利用 (間接利用を含む。) が多数の事業者により行われている現状から見ても、同機能は、通常求められるような接続形態を許容するため多くの接続事業者にとって備わっていることが必要となるような機能になっているものと考えられる。</p> <p>したがって、PPPoE・IPoE 各方式の関門系ルータの機能は、共通的に利用される基本的な接続機能として位置づ</p>	<p>利用中止費の扱いについては、網改造料を網使用料に変更した趣旨から、あくまでも経過措置であることを十分考慮する必要があります。具体的には、経過措置の期限を決める、新規に導入する設備は経過措置の対象としないなど、本則に戻す方向性を確立することが必要です。</p> <p>また、日本インターネットプロバイダ協会の指摘に賛同します。費用負担の透明性からは、接続料はできる限り網使用料とすべきです。また、D 型 NTE のときに大きな問題になりましたが、NTT 東西が事実上一方的に NGN の費用負担区間を変更しようとするようなことは、非常に大きな問題です。料金設定権</p>

	<p>け、原則として網使用料として接続料を設定することが適当であると本研究会では議論を行った。ただし、当面の間、関門系ルータの機能の利用を接続事業者が中止した場合に当該事業者が利用していた分に相当する費用(利用中止費)を当該事業者の負担とする対応が可能となるよう、接続料制度において措置することが適当と考えられた。</p> <p>本研究会におけるこれらの考え方に沿う形で、総務省では、省令改正(平成30年総務省令第6号。平成30年2月26日公布、同年4月1日施行。)を行い、当該改正省令では、基本的な接続機能として関門系ルータ機能を設けるとともに、インターネット接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられる同機能については、当分の間、総務大臣の許可を受けて利用中止費を取得することができる旨の附則規定が設けられた。</p> <p>なお、具体的な費用負担方法及び費用負担範囲等については、NTT東日本・西日本から、接続事業者(VNE)の要望に基づき新設・増設する設備であるから現状の網改造料と同じ方法とすべきとの意見があった一方で、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(以下「JAIPA」という。)からは、接続事業者が網改造料で費用負担する場合は費用の妥当性が接続事業者において検証できず担保されないとの意見、及びNTT東日本・西日本の利用者料金又は卸料金により費用負</p>	<p>の区間と費用負担の区間は同じであるべきで、この点の整理も必要と考えます。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

	<p>担がされる範囲が接続方式によって異なることの認識が利用者にはないとの意見があった。</p>	
<p>第 2 章 NGN のインターネット接続の接続料 1 参入可能性の確保と費用負担の適正化 (IPoE 接続) (2) 考え方 ア 直接接続事業者の上限</p>	<p>本研究会における検討を背景として、指定設備約款上は、16 を超える接続請求が行われた場合でも、直ちに拒否されることはなくなり、まずは N T T 東日本・西日本により検討が行われ、その結果が書面により回答される手続となった。しかしながら、N T T 東日本・西日本からは、16 の上限は収容ルータの仕様上の制約であり、これを拡大するためには収容ルータの更改が必要となる旨の見解が示されているところ、指定設備約款上の手続に従った協議においても、現状では、そうした見解が示される状況が変わる可能性が少ないと考えられる。</p> <p>そのため、N T T 東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存の V N E 接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>特に、「制約の実際の緩和に当たっては、各方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存の V N E 接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である。」の点は重要なポイントです。既存事業者と新規参入事業者の間では本質的に利害が対立しますので、合意を前提としないことは当然です。</p> <p>なお、接続事業者数の制限は、単県での接続（事業者が希望する県だけでの利用）ができない理由に使われることがあります。つまり、1 県だけの事業者でも 16 社の枠の 1 つを使ってしまうため、他県での参入可能事業者数が減ってしまうのだそうです。</p> <p>この点からも、単県での接続の実現と接続事業者数の制限の撤廃に向け、取り組む必要があると考えます。</p> <p>NGN サービスの開始当初から、参入事業者が PPPoE のように増えることはなく、結果、IPoE での競争が進展しているとは言えません。</p> <p>総務省には、現在の NGN の競争促進策を考えていただくことはもちろん、遅くとも設備の更改などのときに必ずこうした問題が取り扱われるよう、研究会などの場で注視し、適切な指導などを行っていただくようお願いします。</p>

<p>第2章 NGN のインターネット接続の接続料</p> <p>1 参入可能性の確保と費用負担の適正化 (IPoE 接続) (2) 考え方</p> <p>イ 接続用ポートの小容量化</p>	<p>技術的には可能とされる小容量化について今後必要と考えられるのは、どのようなコストが生じ、またそれをどのように負担するかという点に関する具体的考え方を明らかにした上で、ニーズを踏まえた具体的検討である。</p> <p>そのため、NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体等と協議を行いつつ、小容量化を実現する場合の金額・条件等の具体化に向けた検討が進められるべきであり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿った対応が行われることが適当である。</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>なお、NTT 東西と接続事業者や関係団体等との協議は、交渉力、情報の格差が必然的に存在し、しかも NDA の存在がオープンな議論の妨げになっています。</p> <p>もはや民民の協議だけに委ねられる状況でもないと考えますので、研究会などのオープンな場で議論できるよう、お願いしたいと思います。</p>
<p>第2章 NGN のインターネット接続の接続料</p> <p>1 参入可能性の確保と費用負担の適正化 (IPoE 接続) (2) 考え方</p> <p>ウ POI の増設</p>	<p>直接接続のためのPOIの設置場所の増設は、既存接続事業者にとっての効率性向上だけでなく、地域における新規参入可能性の向上の観点からも重要な取組である。NTT東日本・西日本においては、引き続き、さらなる増設やPOIの利用条件の緩和等について、接続事業者・関係団体等からの要望も踏まえつつ、検討が行われるべきである。</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>地域における新規参入可能性の向上という観点を取り入れてくださったことは、競争の促進はもちろん、地域における雇用や技術水準の底上げにつながり、自律分散を旨として発展してきたインターネットの方向性にも沿うものと考えます。</p>
<p>第2章 NGN のインターネット接続の接続料</p> <p>1 参入可能性の確保と費用負担の適正化 (IPoE 接続) (2) 考え方</p> <p>エ 関門系ルータの費用負担等</p>	<p>IPoE方式の関門系ルータの機能について、網使用料化すると、仮に本件関門系ルータ機能の利用を中止する接続事業者が現れた場合は、その事業者(利用中止事業者)が利用していた分に相当する費用の負担が他の接続事業者の負担となる可能性が生じるが、これは、本件関門系ルータ機能の利用が始まったときの前提からの変更となる。そのため、これに配慮して、当面の間は、現状どおり当該費用を利用中止事業者の負担とす</p>	<p>報告書案に賛同します。</p> <p>なお、利用中止費用の経過措置については、使用料化の趣旨に鑑み、早期に解消して本則に戻すことが必要と考えます。</p>

	<p>る方策の是非について検討の余地がある（なお、接続料制度においてそうした対応が可能となるよう措置することが適当と結論づけたところであり、それを受けた制度上の措置が（１）エのとおり講じられている。）。</p> <p>また、一般に、今後もやむを得ず網改造料等の形式で設定する金額・接続条件が存在する場合には、その内容について、総務省の第一次要請や関係団体等の要望も踏まえつつ、実績値の例を示すなどの透明化の措置が引き続き講じられるべきであり、また要望に応じて協議が行われることが適当である。なお、トラヒック増の対応等のため、引き続き接続事業者の要望に応じたポート等の増設を可能とする前提は維持することが適当である。</p>	
<p>第 2 章 NGN のインターネット接続の接続料 2 関門系ルータの増強の円滑化（PPPoE 接続）（1）第一次報告書以降の経過及び主な意見</p>	<p>PPPoE方式の目下の最大の課題は、網終端装置の能力確保が十分進まないことが一因となり、トラヒックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にあることである。</p> <p>これについて、NTT東日本・西日本からは、①ISPが費用を負担しつつISPの判断により自由に網終端装置を増設できるメニューを新設する旨、及び②当該メニューを用いた増設をした場合に同一ISP内での品質差別化も可能とする措置を検討する旨の表明があったところであり、詳細な提供条件等についてJAIPA等との協議が行われるとともに、所要の</p>	<p>当社が所属する日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）でも、網終端装置（NTE）の混雑問題についてNTT東西と交渉していると聞いていますが、本論よりも手前のNDAの問題などで、思うように進んでいないようです。</p> <p>報告書案9ページにも「インターネットトラヒックが年間1.3～1.5倍の速度で増加する中で」とあるとおり、トラヒックの増加はこれほど激しいのですが、NTT東西が実施した増設基準の緩和（基準セッション数の一律20%引き下げ・1人当たりの帯域の25%増強）はあくまでも一時的なものにすぎず、NTEの納期が増設申込みから概ね6か月程度であることを考えると、今回</p>

	<p>指定設備約款変更の認可申請も行われる（平成 29 年 12 月 22 日情報通信行政・郵政行政審議会諮問、平成 30 年 3 月 23 日認可）など、トラヒック増対応の面では改善に向けた当面の取組が当時進められたものと評価できる。</p> <p>その一方で、JAIPAからは、NTT東日本・西日本の負担による増設の基準についても、セッション数によるものからトラヒック量によるものに変更する等の見直しを行う方向での継続協議を要望する旨の意見があった。</p> <p>これについては、NGNは利用者がISP事業者を介してインターネット等を利用するために用いられるネットワークであることを踏まえると、現在NTT東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があり、そのための増設の基準をNTT東日本・西日本において設定し、明示するべきであると考えられた。</p> <p>また、増設基準はトラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、現状ではブロードバンドサービス1契約当たりのトラヒックが増加していることから、NTT東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体から寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当と考えられた。</p> <p>これらの本研究会の考え方に沿う形で、総務省においては、</p>	<p>同様の基準引き下げを年に2回程度実施していただかないことには、借金の金利さえ払いきれずに元本が膨れ上がるような状況さえ懸念されます。</p> <p>JAIPAは従来から、トラヒックベースの増設基準（ポートの容量の一定割合が使われている場合は輻輳が近いとして増設を認めること）を求めており、当社もそれに賛同しておりますが、NTT東西はNGNの料金回収単位がユーザであること（1ユーザ当たりの料金が定額であること）を理由に、今もセッション単位の増設基準にこだわっています。</p> <p>しかし、料金回収単位がユーザであることはNTT東西もISP事業者も同じです。NTEを増設すればそれに見合うバックボーンを強化する必要がありますが、料金収入が増えるわけでもなくトラヒックが増え続ける中、さまざまな企業努力を重ねながら利用者が困らないよう、バックボーンの増強を行っているのが現状です。NTT東西も同様に、利用者が困ることのないよう、増設基準を設けるならばトラヒックベースにする必要があると考えます。</p> <p>また、当社や他事業者もたびたび指摘しているように、PPPoE方式における10GbpsのNTEの導入も、NTEの迅速な増強や混雑緩和のために有効な手段と考えます。また、PPPoE方式が1Gbps、IPoE方式が最大100Gbpsと条件が大きく違うことは、方式の間での競争条件に大きな差が生じることも重要な問題</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>改正省令等により、関門系ルータの増設の要望に応じないことがある場合における増設基準の基本的事項を指定設備約款記載事項とした。そして、改正省令等の公布と同日に行われた総務省からNTT東日本・西日本に対する第二次要請において、当該基本的事項を円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めるよう要請するとともに、同事項がその認可の後速やかに適切に実施されるよう、インターネット接続のトラヒックが増加していることを考慮し、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分参考にしながら、既存網終端装置増設メニューによるトラヒック増加への対応の方法について検討し、適切な対処を行うよう要請がなされた。</p> <p>これを受けて、NTT東日本・西日本による平成30年度指定設備約款変更では、網終端装置について、NTT東日本・西日本が増設基準を円滑なインターネット接続を可能とする見地から定め、接続事業者向けホームページで開示する旨が規定されるとともに、実際の増設基準についても平成30年6月1日に緩和（基準セッション数の一律20%引き下げ）が行われ、それについて同月15日にはNTT東日本・西日本から接続事業者に対し説明会による説明も行われたところである。</p> <p>なお、この緩和に向けた協議に当たっては、JAIPAから、NTT東日本・西日本に対し、背景・経緯を十分に認識した上でトラヒックベースへの増設基準への変更に真摯に対応する</p>	<p>ですので、あわせて早急に議論してくださるようお願いいたします。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

	<p>ことや、改めた増設基準でも輻輳が発生する場合はあらためて基準の見直しを実施すること等の要望が行われていた。これに対し、NTT東日本・西日本においては、「フレッツ光（コラボ光を含む。）サービスに係るコスト回収単位を基本的にトラヒック単位ではなくユーザ単位としていること等を踏まえ」増設基準の単位をセッション数のままとした上で、「今後も、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のインターネットトラヒックの状況や、今回の基準見直しに伴うISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、引き続き、当社と接続する全ISP事業者様との協議を行い、そのご意見を参考にして、更なる見直しの必要性について検討していく考え」との見解が接続事業者に対する周知により示された。</p>	
<p>第2章 NGN のインターネット接続の接続料 2 関門系ルータの増強の円滑化（PPPoE 接続）(2)考え方 ア トラヒック需要に応じた設備の増強</p>	<p>円滑なサービス提供に必要な設備の増強は、合理的に対応されるべきであり、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し改善していくことが適当であり、総務省においては、これについて継続的にフォローアップを行うことが適当である。また、こういった当事者間の十分な意思疎通の中で円滑に増設がなされることが望ましいが、仮に合理的な理由によらず、トラヒック</p>	<p>実際の通信量の状況等について客観的なデータに基づく検証を行い、総務省が継続的にフォローアップすることについて、報告書案に賛同するとともに、総務省にはぜひ利用者や接続事業者が困ることのないよう、フォローアップを行ってくださるようお願いいたします。</p> <p>なお、接続事業者は交渉力や情報量の圧倒的な格差、さらには制度上は相対で条件が決まる卸サービスの存在などから、NTT 東西への萎縮が生じることも念頭に、紛争処理のしくみを</p>

	<p>需要に応じた円滑な設備増強が実現しない場合には、当事者の申立て等による接続命令のスキーム等を用いる紛争処理の手続もあるので、こういった手続が活用される場合には、総務省で適切に対応する必要がある。さらに、今後の継続的フォローアップに当たっては、実際の通信量の状況等について客観的なデータに基づく検証を行う必要があり、その具体的な方法について検討を開始する必要がある。</p> <p>いずれにせよ、円滑なサービス提供を確保するため、各電気通信事業者は、トラヒック需要の増加など利用者ニーズの状況に応じた設備増強に努めていくべきであり、サービス提供条件もそれに応じて見直しを進めていく必要がある。</p>	<p>利用したことで一切の不利益が生じないことを、名実ともに徹底する必要があると感じています。</p>
<p>第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法 2 レートベースの厳正な把握 (3) 考え方</p>	<p>例えば、欧州では、市場支配力を有する通信事業者は、卸売アクセスに係る料金について、コストベースの算定が原則とされている。一方、我が国のサービス卸に相当するような光卸売アクセスに係る料金については、「インプットの同等性」（通信事業者が、他事業者と自社小売部門とに対し、同条件で、同一の設備及び手続を用いて同期間、サービスや情報の提供を行うこと）が確保されている場合には、コストベースによる算定の代替措置として、加盟国の規制機関による「経済的複製可能性テスト」（市場支配力を有する通信事業者が提供するサービスの料金水準が、他事業者にも複製可能なものとなっているかという観点から行う検証）の実施が勧告の中で求められてい</p>	<p>わが国でも NGN アクセスについて、光コラボレーションモデルという形で卸サービスが行われていますが、コストベースの算定が行われているか、競争市場をゆがめるおそれがないかなどが、接続のようには判断できません。また、卸サービスへの依存度が高まることで、NTT 東西と接続事業者の力関係に悪い影響を与えていることについても、先述のとおりです。</p> <p>当社や所属団体の JAIPA も繰り返し、NGN の接続料化を主張していますが、市場支配力を有する NGN サービスについては、透明で公正な手続きで接続料が定められ、どの事業者もそれを利用してサービスができるよう、接続による提供が行われるべきと考えます。この点についても、総務省や研究会において、</p>

	<p>る。</p> <p>上記勧告を踏まえ、例えば、英国では、BT (British Telecom) が提供する光卸売アクセス (VULA: Virtual Unbundled Local Access) について、公平性・透明性を確保する観点から、「公平かつ合理的な料金・条件でのサービス提供義務」、「インプットの同等性義務」、「料金・提供条件の事前通知義務」及び「料金・提供条件の公表義務」等が課されているほか、適正性を確保する観点から、経済的複製可能性テストの具体的な手法として、いわゆる VULA マージン規制が導入されており、BT に対して、自社の小売料金と卸売料金との間に最低限のマージンが確保されるよう卸売料金を設定することを義務付け、併せて、卸売料金の適正性検証に必要なデータを通信庁 (OFCOM) に提出することを義務付けている。</p>	<p>ぜひ議論くださるようお願いします。</p>
<p>第 5 章 継続検討事項 2 フォローアップ事項</p>	<p>本研究会では、これまで接続制度を巡る多岐にわたる課題を取り上げ、検討を行い、又はフォローアップを実施してきた。その結果、わずか 1 年強の間に、改正省令等の制度の整備が行われ、第二次要請など総務省における一連の行政上の措置が講じられて指定設備約款の変更等において反映され、かつ、指定設備約款の規制の対象外である県間接続料さえも事業者間合意及び低廉化が実現するなど、NGN 等における円滑な接続の確保に向けた環境の整備が大幅に進捗したと考えられる。このような成果を上げることができたのは、本研究会において、事</p>	<p>短期間で多くの議論が行われ、問題が整理されたことは非常に大きな前進であると思います。</p> <p>NTE の混雑問題、IPoE の参入障壁の解消、NGN の接続料化など、利用者の利便性向上、競争の促進に向けたフォローアップを、ぜひお願いします。</p>

業者及び事業者団体から意見を開陳する公の場が設定され、それら意見について異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施してきたからであると考えられる。

行政におけるこのようなオープンで継続的な検討過程は、本研究会が取り上げてきた課題への継続的な取組を確保し、また新たな課題が生じたときの迅速な対応を可能とするという観点から、今後も実施されるべきものであると考えられ、本研究会もそのために引き続き活用されることが期待される。

本研究会としては、現段階において、少なくとも次の事項について、本年8月以降のフォローアップが必要であると考え

- (1) NGNの県間通信用設備の扱い(第1章)
- (2) NGNのコストドライバ
- (3) NGNのインターネット接続の接続料(第2章)
- (4) 加入光ファイバの耐用年数(第3章1.)
- (5) レートベースの厳正な把握(第3章2.)